産業廃棄物処理業者を対象にした
産業廃棄物処理優良事業者育成研修会　中上級コース

次　　第

1. BUNさんの「産廃20種を深掘りしてみる」

講師　BUN環境課題研修事務所主宰　長岡文明 氏

2. 岩手県からのお知らせ

岩手県環境生活部資源循環推進課

産廃２０種を深掘りしてみる

ＢＵＮ環境課題研修事務所

今回のセミナーは、受講者の皆さまは、廃棄物処理法の基礎知識を理解していることを前提に進めています。
基礎知識の復習もありますが、専門的、マニアックな内容も含んでいます。
テーマは産廃20種類です。
皆さま、「そんなこと、知ってるよ」だと思いますが、たぶん、1つか2つは「へぇぇ」という情報も入っていると思います。しばらくお付き合いください。
なお、不明な点があれば、遠慮なく質問してください。
なんらかの形で回答したいと思います(^o^)

ＢＵＮ環境課題研修事務所

廃棄物処理法
（定義）
第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。
２　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
３　(特別管理一般廃棄物の定義)
４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

BUNさんのウンチク
昭和50年(1975年)の広辞苑には「廃棄」の単語は載っているが、「廃棄物」という単語は、掲載されていない。
平成4年(1992年)の広辞苑には「廃棄」の用例として「産業廃棄物」が掲載されている。

産業廃棄物の区分

番号	名称	業種指定有無	指定業種等	安定型、管理型の別
1	燃え殻	無し	――	管理型
2	汚泥	無し	――	管理型
3	廃油	無し	――	埋立禁止
4	廃酸	無し	――	埋立禁止
5	廃アルカリ	無し	――	埋立禁止
6	ゴムくず	無し	――	安定型
7	金属くず	無し	――	安定型
8	ガラスくず及び陶磁器くず	無し	――	安定型
9	鉱さい	無し	――	管理型
１０	廃プラスチック類	無し	――	安定型
１１	がれき類	無し	――	安定型
１２	紙くず	有り	建設業、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、製本業及び印刷物加工業等	管理型
１３	木くず	有り	建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業等	管理型
１４	繊維くず	有り	建設業、繊維工業	管理型
１５	動植物性残渣	有り	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業	管理型
１６	動物のふん尿	有り	畜産農業	管理型
１７	動物の死体	有り	畜産農業	管理型
１８	ばいじん	△	備考：集じん施設によつて集められたもの等	管理型
１９	処理物	△	備考：廃棄物を処分するために処理したもの	管理型
２０	動物系固形不要物	有り	と畜場等	管理型

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について
昭和四六年一〇月二五日環整第四五号、最終改正：平成一四年五月二一日

第一　廃棄物の範囲等に関すること
(1、2、5は略。下線はBUNさん。)

3　産業廃棄物は、事業活動に伴って生ずる廃棄物であり、事業活動というのは反覆継続して行なわれるものであるから、排出源において単一の産業廃棄物としてとらえられる場合が比較的多いものであるが、産業廃棄物がいくつか混合した状態で排出された場合には、廃棄物処理法第二条第四項に規定する六種類の産業廃棄物及び廃棄物処理法施行令（以下「令」という。）第二条に規定する一三種類の産業廃棄物（第二条第一号から第一三号までに規定するもの）が複合した形態で排出されたものとみなしてとらえるものとし、たとえば「硫酸ピッチ」にあっては、廃酸と廃油の混合物としてとらえるものとすること。また、定義の不明は事業活動に伴って生ずる廃棄物にあっては、排出源、排出されるに至る過程、排出された時点での物の組成内容等を明記した上で、当局と協議し、その運用の円滑な推進を期するものであること。

4　廃棄物処理法第二条第四項及び令第二条に規定された産業廃棄物の内容は、別紙に示すとおりであること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について
昭和四六年一〇月二五日環整第四五号

（別紙）
１　燃えがら……電気事業等の事業活動に伴って生ずる石灰がら、灰かす、炉清掃掃出物等が代表的なものであり、集じん装置に捕捉されたものはダスト類として令第二条第一二号に掲げる産業廃棄物として取り扱うものであること。その他熱エネルギー源を物の燃焼に依存している場合の焼却残灰、炉清掃掃出物等についても同様の取扱いとするものであること。

２　汚でい……工場廃水等の処理後に残るでい状のもの、・・・・・・(以下、順次紹介。19までつづく。)

19　令第二条第一二号に掲げる産業廃棄物……「ダスト類」という。産業廃棄物に該当するものは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたものであること。なお、集じん施設の集じん方法は、乾式、湿式のいずれの方法であるかは問わないものであること。

焼却施設の集塵機に集まる「すす」が、「ばいじん」。
ただし、施設が限定。

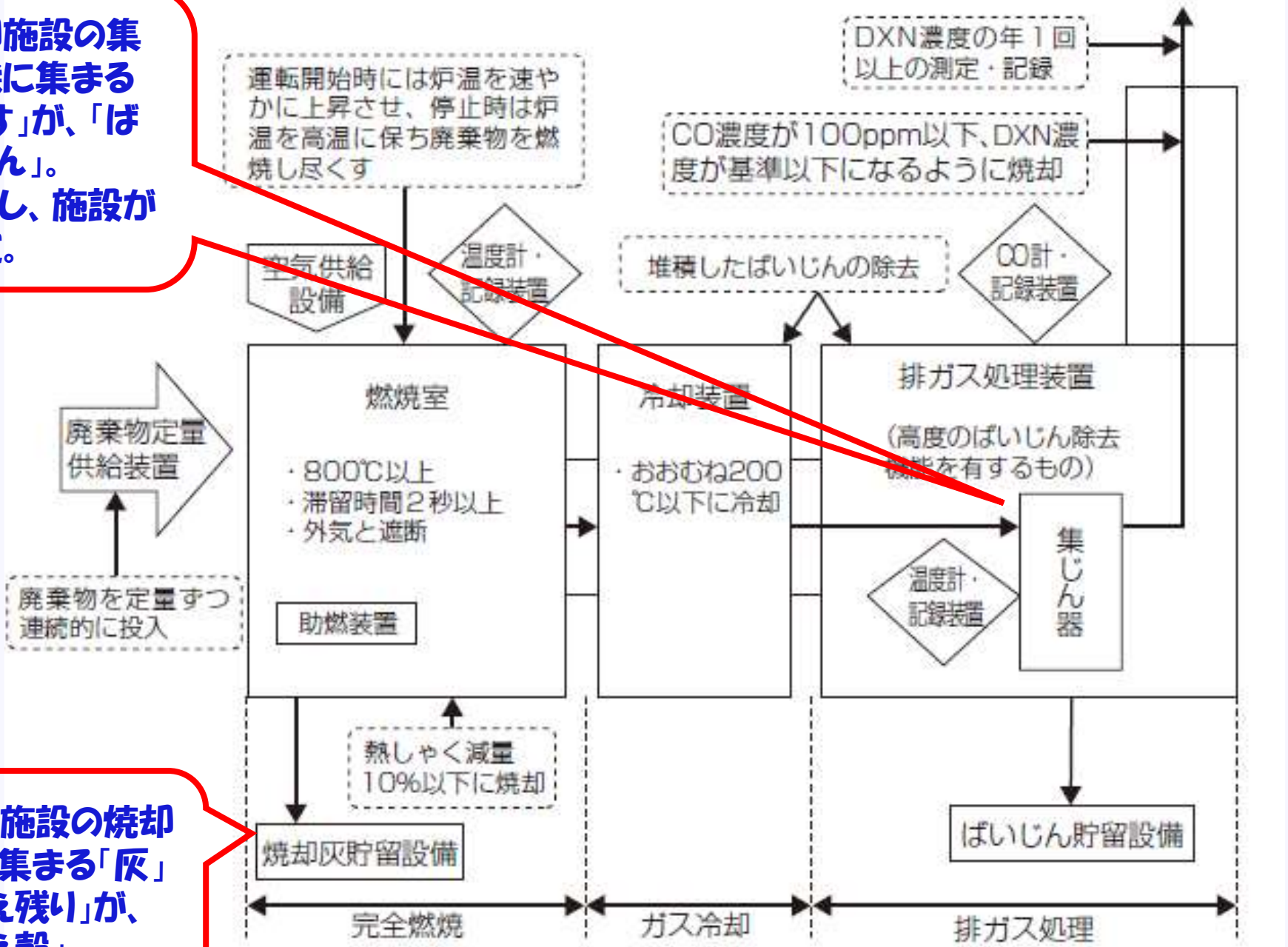

焼却施設の焼却炉に集まる「灰」「燃え残り」が、「燃え殻」。

1　燃えがら……電気事業等の事業活動に伴って生ずる石灰がら、灰かす、炉清掃掃出物等が代表的なものであり、集じん装置に捕捉されたものはダスト類として令第二条第一二号に掲げる産業廃棄物として取り扱うものであること。その他熱エネルギー源を物の燃焼に依存している場合の焼却残灰、炉清掃掃出物等についても同様の取扱いとするものであること。

BUNさん解説：燃やす前は「有価物」を想定していると思われる。焼却以前に既に廃棄物である「物」の焼却後の「焼却残渣」を想定していないように感じられる。
しかし、現実には廃棄物を焼却した後の「焼却残渣」も「燃えがら」として取り扱われている。

BUNさんのウンチク
中間処理残渣物の位置付け、概念、理論構成は、どうも統一性が無く、現在でも揺れ動いている感がある。
当初の制度設計者は、残渣物を想定しなかったのではないか。

19　令第二条第一二号に掲げる産業廃棄物……「ダスト類」という。産業廃棄物に該当するものは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたものであること。なお、集じん施設の集じん方法は、乾式、湿式のいずれの方法であるかは問わないものであること。

BUN：昭和45年の制度設計者(おそらく、技術系の専門家)の頭の中では「ダスト」という表現が一般的であったのだと思う。フライアッシュとボトムアッシュは、その性状、成分が異なり、同一の処理方法では「ない」ということを意識した区分だと思われる。
法第16条の2、いわゆる「野焼き禁止条項」が出るまでは、全国どこでも「ドラム缶焼却炉」等の簡易焼却炉が見られた。簡易焼却炉の煙突に付着するような「煤(すす)」は、「ばいじん」ではない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について
昭和四六年一〇月二五日環整第四五号、最終改正：平成一四年五月二一日

第一　廃棄物の範囲等に関すること

３　産業廃棄物は、･･･産業廃棄物がいくつか混合した状態で排出された場合には、法に規定する六種類の産業廃棄物及び施行令に規定する一三種類の産業廃棄物が複合した形態で排出されたものとみなしてとらえるものとし、････。また、定義の不明は事業活動に伴って生ずる廃棄物にあっては、排出源、排出されるに至る過程、排出された時点での物の組成内容等を明記した上で、当局と協議し、その運用の円滑な推進を期するものであること。

19　令第二条第一二号に掲げる産業廃棄物……「ダスト類」という。産業廃棄物に該当するものは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設において捕捉されたものであること。なお、集じん施設の集じん方法は、乾式、湿式のいずれの方法であるかは問わないものであること。

⇨

湿式で集められた「ばいじん」は「泥状」の時もあるが、それは「汚泥」ではなく「ばいじん」。これなどはまさに「排出源、排出されるに至る過程」に注目した判断と言える。

BUNさんのウンチク
なぜ、廃棄物を「種類」「区分」しなければならないのか？
それは廃棄物の種類により、(最適な)処理の手法が違うため。
もし、廃棄物の処理方法が「埋める」と「燃やす」しかなければ、廃棄物の種類も「埋めるごみ」と「燃やすごみ」の2分類でよいはず。
だから、「廃棄物の区分・種類」とその適確な処理の手法である「処理基準」は密接に結びついている(結びついていた)。そして、その処理を商売として適確に行える人物に対して業許可を与え、適確に処理できる施設に処理施設設置許可を与える、というのが本来の廃棄物処理法のルールであるはず。

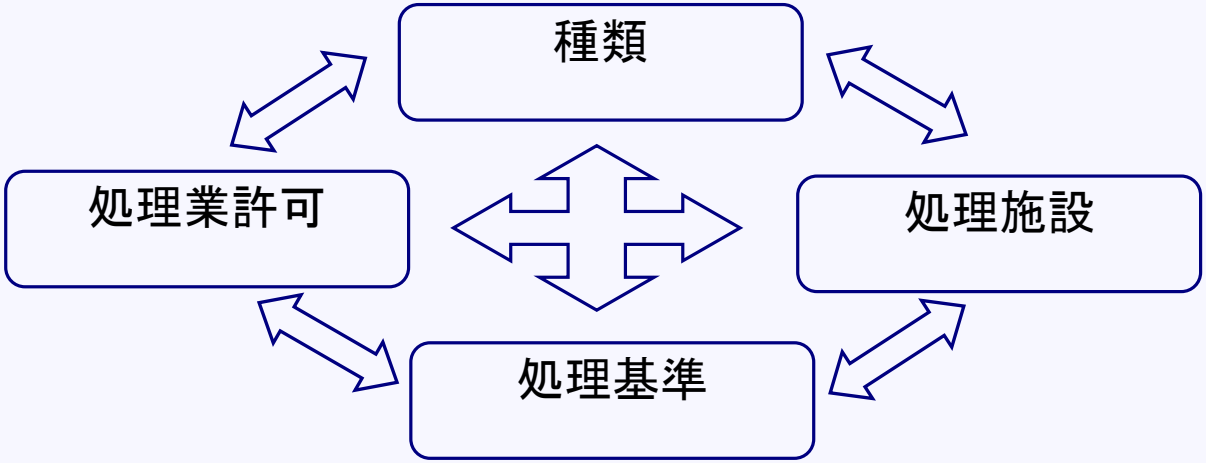

BUNさんのウンチク

この理念があったことから、当初の制度設計者は、「廃油」を処理した後に残る物はあくまでも「廃油の処理物」であり、「木くず」を焼却した後に残る物は「木くずの処理物」という概念であったように感じられる。
その証左の一つ。

政令（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）
第六条　法第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。
三　産業廃棄物の**埋立処分に当たつて**は、第三条第一号イ（ルに規定する場合にあつては、（1）を除く。）及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。
チ　廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

現実を考えれば、廃油を焼却したら、それは既に「廃油」ではなく、「燃えがら」や「ばいじん」に姿を変えている。だから、こんなお節介、老婆心のような規定は不要であり、単に「廃油は埋立禁止」と規定すればよかったはず。
この規定を作った人の頭の中では「廃油はどのような処理を行っても廃油である。だから、廃油を焼却した後のことも規定しておかなければならない。」だったと推察出来る。
このように考えれば、昭和46年時点の通知である「燃えがら」の「有価物を燃やした後に残る物だけが燃えがら」という趣旨も理解出来る。
しかし、そうであればあるほど、「では、中間処理残渣物はどのように扱うのか」が課題になる。
そして、それは現在でも付きまとう、とても、やっかいな要因となってしまっている。

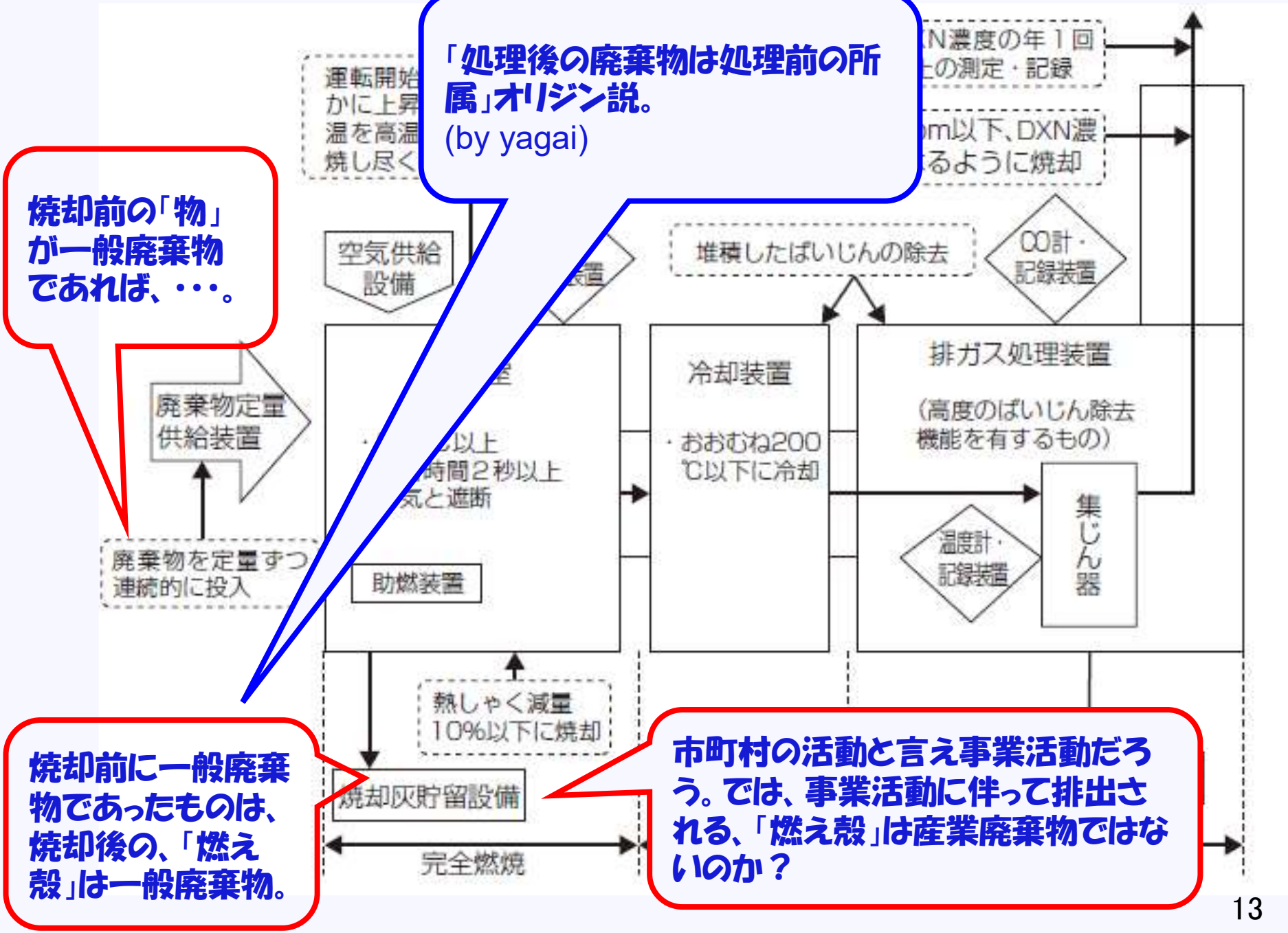
「処理後の廃棄物は処理前の所属」オリジン説。
(by yagai)
焼却前の「物」が一般廃棄物であれば、・・・。
運転開始
かに上昇
温を高温
焼し尽く
N濃度の年１回
の測定・記録
m以下、DXN濃
るように焼却
空気供給設備
堆積したばいじんの除去
CO計・記録装置
廃棄物定量供給装置
廃棄物を定量ずつ連続的に投入
以上
時間２秒以上
気と遮断
助燃装置
冷却装置
・おおむね200℃以下に冷却
排ガス処理装置
(高度のばいじん除去機能を有するもの)
温度計・記録装置
集じん器
熱しゃく減量10%以下に焼却
焼却灰貯留設備
完全燃焼
焼却前に一般廃棄物であったものは、焼却後の、「燃え殻」は一般廃棄物。
市町村の活動と言え事業活動だろう。では、事業活動に伴って排出される、「燃え殻」は産業廃棄物ではないのか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について
昭和四六年一〇月二五日環整第四五号、最終改正：平成一四年五月二一日

第一　廃棄物の範囲等に関すること

３　産業廃棄物は、・・・産業廃棄物がいくつか混合した状態で排出された場合には、法に規定する六種類の産業廃棄物及び施行令に規定する一三種類の産業廃棄物が複合した形態で排出されたものとみなしてとらえるものとし、・・・・。また、定義の不明は事業活動に伴って生ずる廃棄物にあっては、排出源、排出されるに至る過程、排出された時点での物の組成内容等を明記した上で、当局と協議し、その運用の円滑な推進を期するものであること。

廃棄物処理法スタート時点から、廃棄物の種類は1つの要因だけで決まるものではないことを、制度設計者は承知していたのでは・・・・。
1．複合した形態
2．排出源
3．排出されるに至る過程
4．排出された時点での物の組成内容

こういった要因を勘案し、総合的に決まるものである。
(by BUNさん(^_^)b、「定説」とまでは言えないので、そこんとこ承知してね。)

廃棄物処理法
（定義）
第二条

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

２　汚でい……工場廃水等の処理後に残るでい状のもの、及び各種製造業の製造工程において生ずるでい状のものであって、有機質の多分に混入したどろのみを指すのではなく、有機性及び無機性のもののすべてを含むものであること。有機性汚でいの代表的なものとしては、活性汚でい法による処理後の汚でい、パルプ液から生ずる汚でい、その他動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚でい（令第二条第四号に掲げる産業廃棄物に該当するものを除く。）ビルピット汚でい（し尿を含むものを除く。）があること。無機性汚でいの代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚でいがあること。ただし、赤でいにあっては、廃アルカリとの混合物として、廃白土にあっては、廃油との混合物として取り扱うものであること。

BUNさん解説：どろどろしたものは何でも「汚でい」。

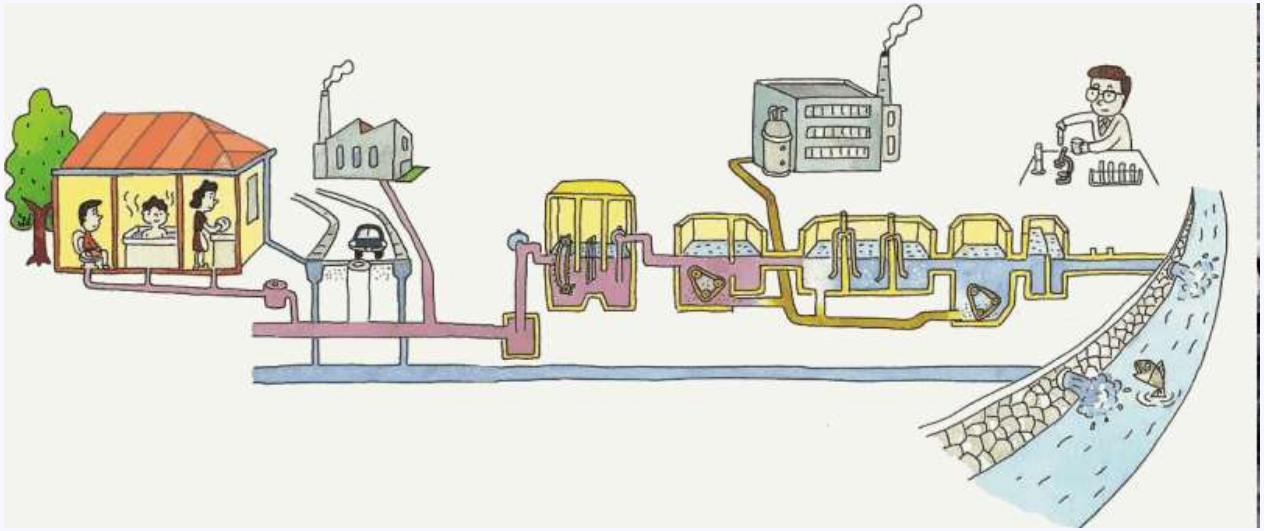

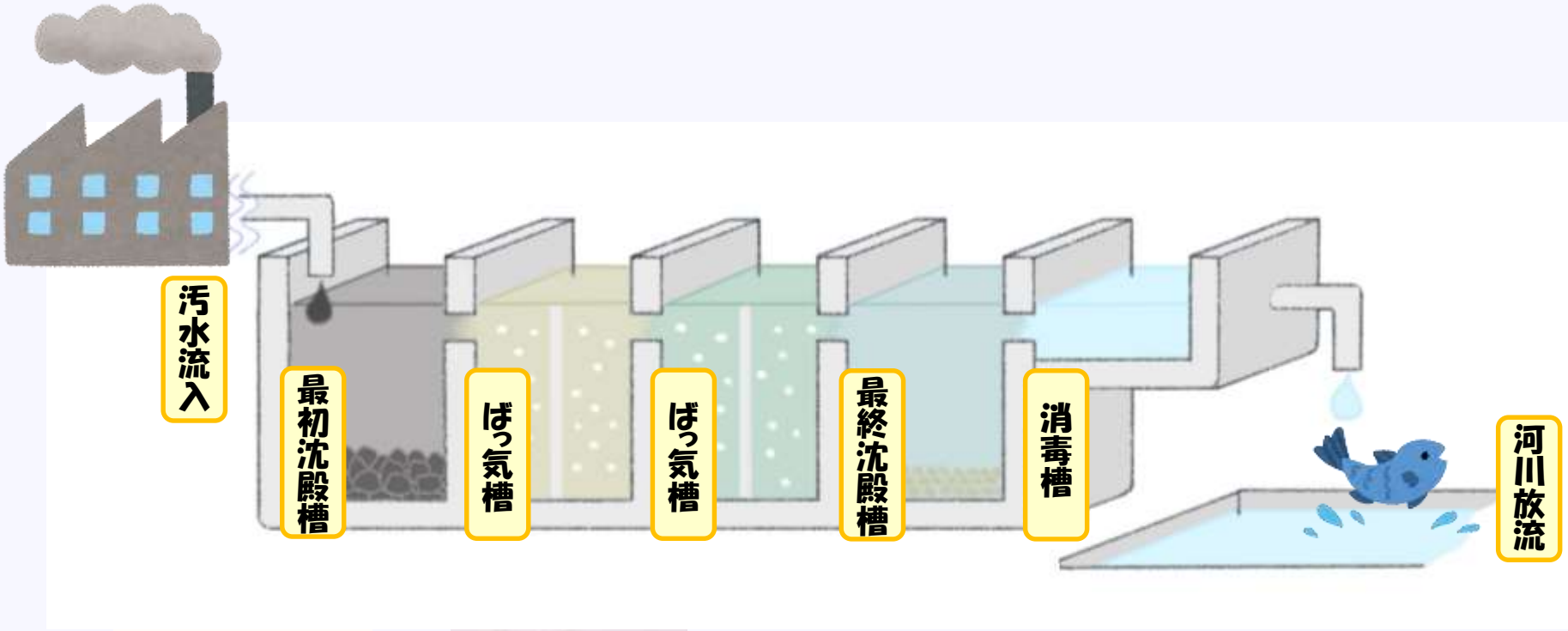
汚水流入
最初沈殿槽
ばっ気槽
ばっ気槽
最終沈殿槽
消毒槽
河川放流

0分

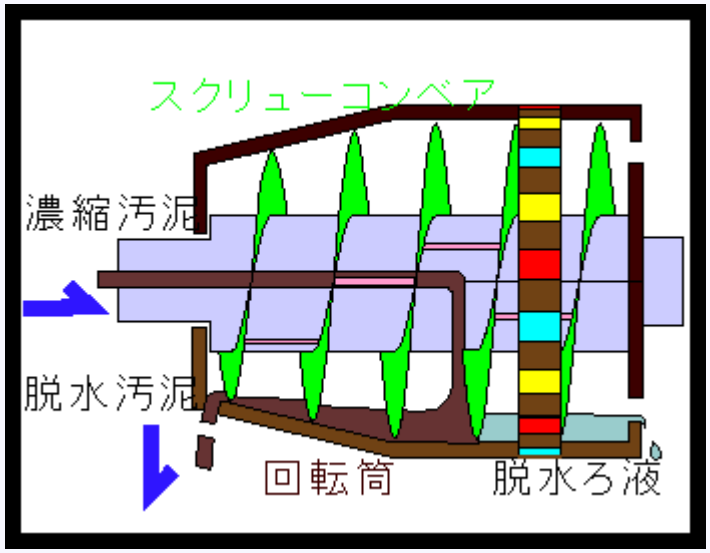
スクリューコンベア
濃縮汚泥
脱水汚泥
回転筒
脱水ろ液

Ⅱ－4　特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）

廃棄物	物質名及び基準値										
	物質名			アルキル水銀[3]	総Hg[3]	1,4-ジオキサン[3]	Cd	Pb	Cr(Ⅵ)	As	Se	DXN
	基準値[5]	ばいじん、燃え殻[1]		N.D.[4]	0.005	0.5	0.09	0.3	1.5	0.3	0.3	3
		処理物[2]	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	5	0.3	1	5	1	1	0.1
			廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.5	0.09	0.3	1.5	0.3	0.3	3
	排出源			適用								
	施設	規模										
	3．金属精錬又は製造用焙焼炉											

Ⅱ－5　特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	シス1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	1,1,2－トリクロロエタン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4－ジオキサン
廃溶剤[1]	＊[3]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	＊[6]	—	—	—	＊[6]	—	＊[6]

Ⅱ－6　特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(Ⅵ)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	シス1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	1,1,2－トリクロロエタン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4－ジオキサン	DXN
基準値[4]	汚泥の場合[1]	ND[3]	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
	廃酸、廃アルカリの場合[2]	ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
	処理物[2] 廃酸、廃アルカリの場合	ND	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
	処理物[2] 廃酸、廃アルカリ以外の場合	ND	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																									
業種	施設																										
19．紡績業又は繊維製品製造業若しくは	ト　染色施設						○				○	○					○	○	○								
	チ　廃液浸漬施設										○	○					○	○	○								

「汚でい」になると、特管産廃に該当する有害物の種類がフルコースになる。

２　汚でい……汚でい（令第二条第四号に掲げる産業廃棄物に該当するものを除く。）・・・・・あること。

令第二条第四号に掲げる産業廃棄物……「動植物性残さ」という。

BUN：なぜ、「動植物性残さ」だけを除いたのか？これについては後ほど考察。

１０　令第二条第四号に掲げる産業廃棄物……「動植物性残さ」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による中分類一二及び一三（小分類一三五を除く。）、小分類二〇六及び細分類二〇九三に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動植物性残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等が含まれるものであること。魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物として取り扱うものであること。

日本標準産業分類とは、日本の公的統計における産業分類を定めた総務省告示である。
従前は、各種統計の産業分類がバラバラであったため、分類を統一するために統計法に基づき1949年（昭和24年）に制定された。

「動植物性残さ」とは、「日本標準産業分類による中分類一二・・・」とある。
そこで、日本標準産業分類を調べてみると・・・「中分類一二及び一三・・・」
→中分類　12　　木材・木製品製造業（家具を除く）・・・あれ？、「動植物性残さ」じゃないじゃん。

実は、日本標準産業分類は時代の変遷、産業構造の変化に合わせて、度々改正されている。
したがって、この通知の最終改正時点の分類表をみなければならない。
この通知の最終改正時点である平成１４年での分類表は「平成5年改定」のもので、これによれば・・・

大分類Ｆ－製造業、中分類12－食料品製造業となる。

現時点では、最新の日本標準産業分類は「平成25年10月改定」のもので、これによれば・・・
大分類Ｅ－製造業、中分類09－食料品製造業となり、さらに小分類 細分類と続く。たとえば、・・
小分類091 畜産食料品製造業、細分類0911 部分肉・冷凍肉製造業等が列記されている。

ちなみに、昭和４６年当時の通知では・・
「日本標準産業分類による中分類１８及び１９（小分類１９３を除く。）、小分類２６６及び細分類２６９４」であった。

ただ、政令で規定しているのは、あくまで次の表現。
「四　食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」
施行通知はあくまでも「通知」にしか過ぎない。

「動植物性残さ」に関しては、その後、「動物系固形不要物」の登場、ディスポーザの登場、ダイコー事件、古典的な「バターの不良品」等々、グレーゾーンとなる課題は多い。

出典：デスポジャパンHP

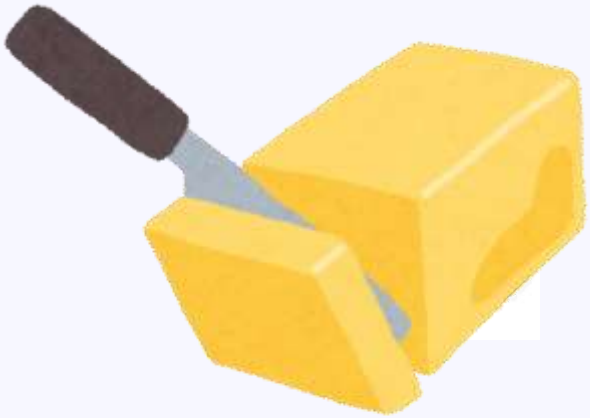

2．改正案の概要

(1)廃棄物の不適正処理への対応の強化

①許可を取り消された者等に対する措置の強化（第19条の10等）

市町村長、都道府県知事等は、**廃棄物処理業の許可を取り消された者**等が廃棄物の処理を終了していない場合に、これらの者に対して**必要な措置を講ずることを命ずる**こと等ができることとする。

②マニフェスト制度の強化（第12条の5）

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用を義務付ける**こととする。

(2)有害使用済機器の適正な保管等の義務付け（第17条の2）

○人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の**有害な特性を有する使用済みの機器（有害使用済機器）について**、

・これらの物品の保管又は処分を業として行う者に対する、都道府県知事への**届出、処理基準の遵守等の義務付け**

・処理基準違反があった場合等における命令等の措置の追加

等の措置を講ずる。

（3）その他

○親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該親子会社は、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で産業廃棄物の処理を行うことができることとする。（第12条の7）

施行期日　2(1)②以外：公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日
　　2(1)②　　：公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日

これ程の事件になったにもかかわらず、周辺の自治体であるM県やG県は、いち早く許可取消処分を行ったのですが、本拠地のI県は「許可取消を行うと改善命令が無効になる」ということを理由の一つとして、なかなか許可の取消を行いませんでした。

横流し 伝票偽装か

「処分」と報告実際は転売

産廃業者を捜索

溶けた後 再冷凍の可能性

県「悪意の報告 防げない」

廃棄カツ事件

平成28年1月15日
朝刊 夕刊 中日・毎日・読売 朝日 日経

食品廃棄物の不正転売事案について（総括）

平成29年6月20日

平成28年1月に、食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として転売された事案が発覚した。この事案については、食に対する消費者の不安を招く大きな社会問題となったことから、事案発覚時より食品安全行政に関する関係府省庁連絡会議を通して政府全体で取り組んできたところであり、環境省では、平成28年2月24日に開催された中央環境審議会循環型社会部会の審議結果を踏まえ、平成28年3月14日に再発防止策を公表し、対応を順次進めているところである。

また、本事案では、並行して警察による捜査・立件が行われ、平成29年1月までに、廃棄物処理法（マニフェスト虚偽報告）違反、食品衛生法（無許可営業）違反及び刑法（詐欺罪）違反により、関係者3名が有罪判決を受け、刑が確定した。

廃棄物処理業者の事業場に保管されている食品廃棄物については、排出事業者責任に基づく回収が行われたほか、愛知県等において地元市、廃棄物関係団体及び廃棄物処理業者の協力による撤去が行われ、平成29年2月までに、パレット、廃プラスチック類、密閉容器に入った食品廃棄物等、周辺環境に影響を及ぼさないものを除き撤去が完了している。

以上のように、事案の全容が概ね明らかになるとともに、廃棄物の撤去を含めて概ね収束したことを踏まえ、事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、現行の関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、必要な対応を検討するため、環境省では、以下の有識者の協力を得て、愛知県等からのヒアリングを行い、再発の防止、追加的な対策の必要性について、課題と対応を取りまとめた。

【協力を得た有識者】

石川　雅紀氏	神戸大学大学院経済学研究科　教授 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会　座長
大塚　直氏	早稲田大学法学部　教授 中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会　委員長
鈴木　道夫氏	橋元綜合法律事務所　弁護士 産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会　委員長
長岡　文明氏	BUN環境課題研修事務所　主宰

2　汚でい……汚でい（令第二条第四号に掲げる産業廃棄物に該当するものを除く。）・・・・・あること。
令第二条第四号に掲げる産業廃棄物……「動植物性残さ」という。

BUN：なぜ、「動植物性残さ」だけを除いたのか？

BUNさんは次のように「とりあえず」一応の結論としておくことにしました。

動植物性残渣は汚泥と異なり、汚染や有害物のリスクは少ない。
だから、餌や肥料にしやすい。
だから、いくらドロドロとしていても安易に「汚泥」とはして欲しくない。
よって、現状で外見からも動植物性残渣とわかる場合、由来が動植物性残渣とわかっている物、こういった「状態」「物」は「汚泥としなくてもよい」という趣旨。かなぁ・・・と。

1．複合した形態
2．排出源
3．排出されるに至る過程
4．排出された時点での物の組成内容

4．よりも2．、3．を重視した判断？

廃棄物処理法
（定義）
第二条

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

３　廃　　油……鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油を含むものとし、潤滑油系、絶縁油系、洗浄用油系及び切削油系の廃油類、廃溶剤類及びタールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）があること。硫酸ピッチ及びタンクスラッジは、それぞれ廃油と廃酸の混合物及び廃油と汚でいの混合物として取り扱うものであること。

BUNさん解説：そもそも「油」の定義が無い。
ウキによると次のように出てくる。
「油（あぶら、ゆ）とは動物や植物、鉱物などからとれる水と相分離する疎水性の物質である。一般に可燃性であり、比重が小さく、水に浮く。」
さらに、辞書によれば、「溶剤とは、物質を溶解するために用いる液体物質のこと。よく使用される溶剤としては石油軽質留分，アルコール，ベンゼン，エーテル，アセトン，フルフラール，テレビン油，トリクロロエチレンやフロンのような炭化水素のハロゲン置換体などがある。」と出てくる。
このことは、後述の「廃酸廃アルカリ」で再考しよう。

「動植物性油脂」も例示している。と言うことは、「バターの不良品」は廃油になるのか？「動植物性油脂」は「動植物性残さ」にはならないのか？
さらに、「硫酸ピッチは、廃油、廃酸、汚でいの混合物」と述べている。
「バターの不良品」は「廃油と汚でいの混合物」になるのか？

「四　食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」
施行通知はあくまでも「通知」にしか過ぎない。

「動植物性残さ」に関しては、その後、「動物系固形不要物」の登場、ディスポーザの登場、ダイコー事件、古典的な「バターの不良品」等々、グレーゾーンとなる課題は多い。

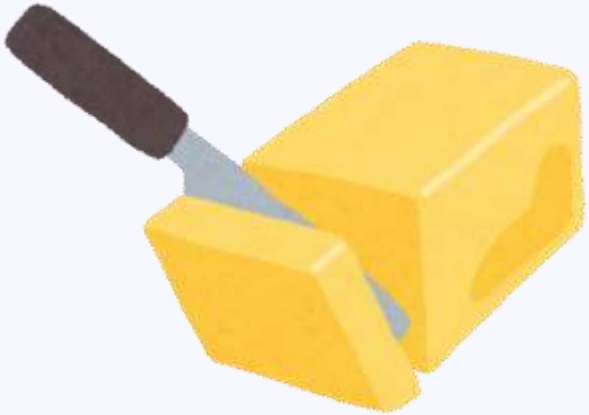

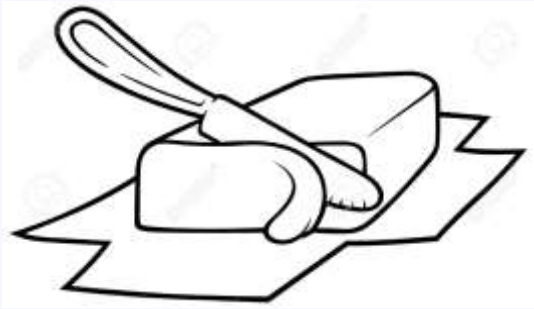

「軽油、灯油、揮発油類」、現実には「引火点70度未満」の廃油

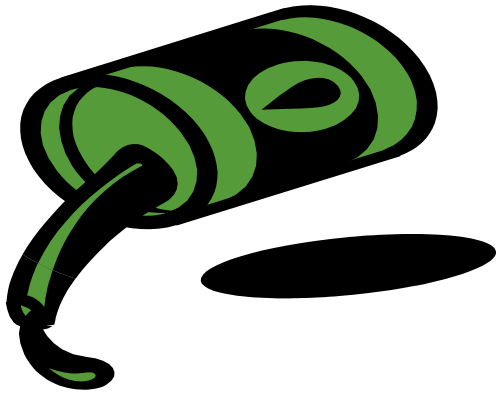

引火点70度未満の「燃えやすい廃油」

引火点70度以上の比較的「燃えにくい廃油」

引火点70度

特別管理産業廃棄物

普通の産業廃棄物

(普通の)産業廃棄物処理業の許可で特別管理産業廃棄物は扱えない。

廃棄物処理法
（定義）
第二条

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

４　廃　　酸……廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類をはじめ酸性の廃液のすべてを含むものであること。したがって、アルコール又は食用のアミノ酸の製造に伴って生じた発酵廃液は廃酸に該当するものであること。
廃酸は、液状の産業廃棄物であるが、水素イオン濃度指数を五・八以上八・六以下に調整した場合に生ずる沈でん物は汚でいと同様に取り扱って差し支えないものであること。

BUNさん解説：「酸性の廃液のすべてを含む」、すなわち、液体でPHが7．0未満であれば全て廃酸ということである。
では、「アルコール製造に伴って生じた発酵廃液は廃酸に該当する」と言っているが、「アルコールそのものの不良品」「不要となったアルコール」は酸性を呈していれば「廃酸」なのか？
廃油ではないのか？溶剤は廃油であると言っていたではないか。

「同様に取り扱って差し支えない」とはどういう意味か？こんな訳の分からない表現をするから、後代の通知でもこの表現を多用するようになった。(感染性廃棄物処理マニュアル等)

後段の表現はおそらく、先の私見で記載した概念が、この通知の発出者(制度設計者)の頭にあるからだと思われる。
すなわち、本来、廃酸を処理した後に残っている物(中間処理残渣物)は、あくまでも「廃酸を処理した物」であり、他の種類・区分になるものではあり得ない。
しかしながら、この時点でも、この原理原則通りには行かないことがわかっていたのだと思う。
このことから、絞り出した表現が「汚でいと同様に取り扱って差し支えない」という妥協であったと思う。

これにより、処理後の物(中間処理残渣物)も、結局はその時点で、産業廃棄物19種類のどれに該当するかという判断しかないということになるのだと思われる。

廃棄物処理法スタート時点から、廃棄物の種類は1つの要因だけで決まるものではないことを、制度設計者は承知していたのでは・・・・。
1．複合した形態
2．排出源
3．排出されるに至る過程
4．排出された時点での物の組成内容

こういった要因を勘案し、総合的に決まるものである。
(by BUNさん(^_^)b、「定説」とまでは言えないので、そこんとこ承知してね。)

とは言え、2．排出源や3．排出されるに至る過程は不明な場合も多い。
結局、4．排出された時点での物の組成内容に重点を置いて判断するしかないなぁ。

「同様に取り扱って差し支えないものである」ということは、こういった要因を勘案し、総合的に判断するしかないなぁ。っていう苦肉の妥協点とでも言えるのでは。

(by BUNさん(^_^)b、「定説」とまでは言えないので、そこんとこ承知してね。)

強酸・強アルカリ

PH2．0以下

PH2．0～12．5

12．5以上

特管産廃

普通の産業廃棄物

特管産廃

(普通の)産業廃棄物処理業の許可で特別管理産業廃棄物は扱えない。

５　廃アルカリ……廃ソーダ液、金属せっけん液をはじめアルカリ性の廃液のすべてを含むものであること。したがってカーバイトかすは、廃アルカリとしてではなく汚でいとして取り扱い、埋立処分にあたっては、浸出液の処理を行なうこと。廃アルカリの水素イオン濃度指数を調整した場合に生ずる沈でん物の取扱いは、廃酸の場合と同様とするものである
こと。なお、工場廃液は、４若しくは５又は４及び５の混合物として取り扱うものであること。

BUNさん解説:「アルカリ性の廃液のすべてを含む」、すなわち、液体でPHが7．0超過であれば全て廃アルカリということである。
「工場廃液は、４若しくは５又は４及び５の混合物」ということは、工場からの排水は「廃酸」か「廃アルカリ」という意味。
もし、工場の廃液がPH6．5なら産業廃棄物である廃酸、PH7．5なら産業廃棄物である廃アルカリ、ちょうどPH7．0の中性なら廃酸と廃アルカリの混合物ということになる。
なお、「工場廃液」を含む、いろんな施設からの排水については、水質汚濁防止法や下水道法と言った廃棄物処理法の特別法に位置付けられる法律の規定があり、直接的にこれらの法律の排水基準が適用にならない場合でも、これを援用するという考え方を採る。(これは上級コースで再度勉強しましょうか)

廃棄物処理法
（定義）
第二条

４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

政令第2条　(産業廃棄物）
第二条　法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。
一　紙くず（途中略）

五　ゴムくず

６　廃プラスチック類……合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含むものであること。

１２　令第二条第五号に掲げる産業廃棄物……天然ゴムくずが含まれるものであること。

BUNさん解説：昭和４５年当時、おそらく、プラスチック類の再利用、再生利用は想定しにくい物だったのではないか。
一方、天然ゴムは再生が可能な上に、クッション剤等として使用量の増加が想定されていたのではないか。(少なくとも制度を作った人の頭の中では)
そのため、「処理手法の違う物は、違う種類・区分」という原則に従い、別区分にしたものと推察している。
これは今思うと(昭和５０年代でも既にそうであったが)、あきらかな「見込み違い」であり、「ゴムくず」などという区分は、無くてもよかったものの最右翼だろうと思う。
なお、「天然ゴム」であれば、「動植物性残さ」とどこが違うのか？といった疑問もある。

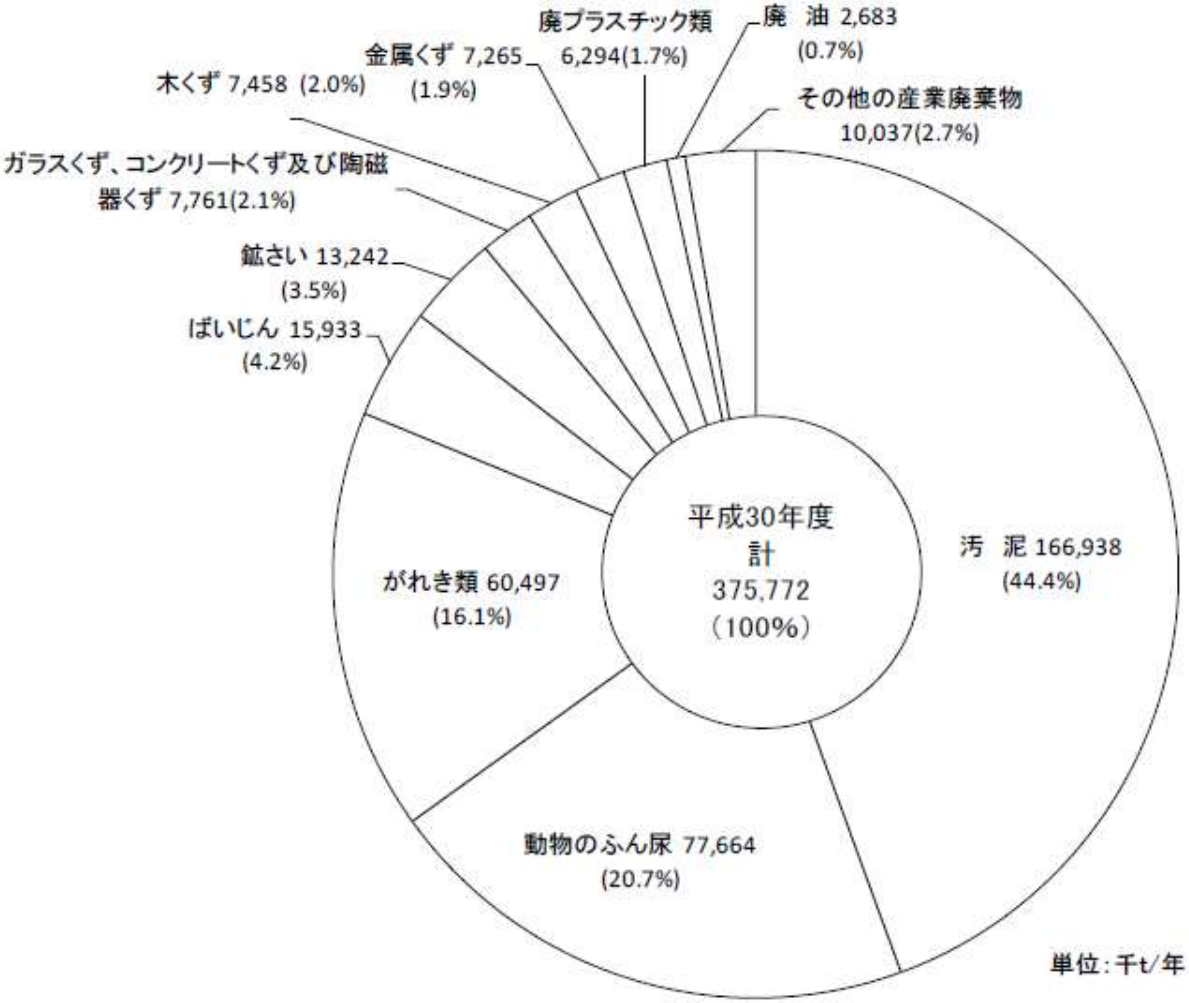

図－Ⅲ・２　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値(概要版)令和2 年3 月

16	0.0

16／383544＝

0．000042

表－Ⅲ・３　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

種類	平成29年度(参考)		平成30年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃えがら	1,876	0.5	1,866	0.5
汚泥	170,695	44.5	166,938	44.4
廃油	2,869	0.7	2,683	0.7
廃酸	2,609	0.7	2,456	0.7
廃アルカリ	2,392	0.6	2,124	0.6
廃プラスチック類	6,456	1.7	6,294	1.7
紙くず	935	0.2	932	0.2
木くず	7,413	1.9	7,458	2.0
繊維くず	88	0.0	89	0.0
動植物性残さ	2,429	0.6	2,372	0.6
動物系固形不要物	59	0.0	60	0.0
ゴムくず	16	0.0	16	0.0
金属くず	8,008	2.1	7,265	1.9
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8,109	2.1	7,761	2.1
鉱さい	15,011	3.9	13,242	3.5
がれき類	59,773	15.6	60,497	16.1
動物のふん尿	77,894	20.3	77,664	20.7
動物の死体	124	0.0	123	0.0
ばいじん	16,788	4.4	15,933	4.2
合計	383,544	100.0	375,772	100.0

※ 各種類の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値(概要版)令和2 年3 月

既に「ついでに」取り上げた物もあるが、ここから政令規定産業廃棄物に入る。
政令
一　紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

前述の施行通知
7　令第二条第一号に掲げる産業廃棄物……「紙くず」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による大分類Eに該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずであって工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの、中分類一八、小分類一九一のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行なう、細分類一九一一、細分類一九二一のうち印刷出版を行なうもの、細分類一九五一及び一九五二に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずであって、壁紙、障子、紙、板紙等の古紙が含まれるものであること。

BUNさん解説：まず、こういった括弧書きの多い条文は括弧書きを外して「本筋」を理解し、その後括弧書きを改めて吟味する方が分かり易い。
「紙くず」。要はこれに形容詞的に括弧書きを追加しているものである。では、二重括弧を外すと。
「紙くず（建設業に係るもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）」となり、最後尾のPCB関連を外せば・・・
「紙くず（建設業に係るもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの」となり、いわゆる「指定業種」を列記しているだけである。

紙くずの「指定業種」は先に「動植物性残さ」で解説した産業分類による。これは比較的明解にわかる。
次に外した部分の最後部。「ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る」のフレーズ。これは昭和50年の改正により追加されたもの。
PCBは昭和47年に新たな製造と販売は禁止されたが、それまでの使用量が莫大で、いろんなところに使用されていたことから、「使用禁止」にはしなかった。用途の多くはコンデンサ、トランスなどの電気電子部品と思われていた。
電気電子部品であれば、金属くず、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くずであり、これらには「指定業種」がなく、産業廃棄物となる。
しかし、紙くずにもPCBが染み込んだものが大量にあることがわかり、しかも、それはいろんな業種、施設から排出される。そのため、このような表現となった。(複写紙等)

「建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）」の部分は「木くず」で取り上げることとしよう。

PCB産業廃棄物

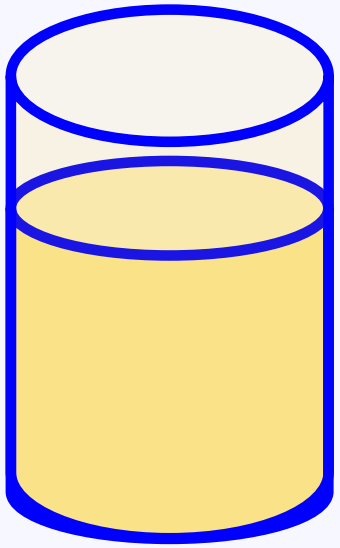

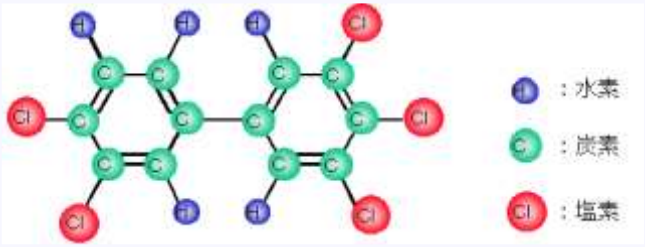

廃PCB等

PCB汚染物

PCB処理物

一部の画像は豊田市HPから

政令
二　木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

前述の施行通知
８　令第二条第二号に掲げる産業廃棄物……「木くず」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による大分類Ｅに該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くずであって工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの、中分類一六、小分類一七一及び一八一に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くず並びに輸入木材の輸入を業務の一部又は全部として行なっている総合商社、貿易商社等の輸入木材に係る木くずであって、おがくず、バーク類等が含まれるものであること。

BUNさん解説：まずは括弧書きを外してみよう。
二重括弧と最後尾のPCB関連を外せば・・・。
「木くず（建設業に係るもの、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの」となる。
パレット以外は、いわゆる「指定業種」を列記しているだけである。

なお、PCB付着が追加されたのは、紙くずの改正からなんと四半世紀後の平成９年。PCBの本格的処理への取り組みがスタートし、PCB使用部品にも相当量の「木」「繊維」が使われていることがわかってきたため。

木くずの山

「物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの」
は平成19年の政令改正で追加されたもの。

平成一九年九月七日　通知抜粋
・・・木製パレット等に係る木くずについては、現状では、いわゆる事業系一般廃棄物である木くずとされているところ、多種多様な業種から少なくない量が恒常的に排出されていること等から、廃棄物の区分の見直し等を求める排出事業者等からの規制改革要望等があり、平成18年3月31日の規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）において、事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直すことが閣議決定された。
・・・ここでいうパレットとは、貨物を荷役、輸送又は保管するために単位数量に取りまとめて載せる面をもつ台のことであり、積載面の上部に木枠などの構造物を有するものを含むものである。
なお、魚や野菜などを輸送する際に当該貨物をその中に入れるために用いられる小型の木箱やパレットの使用を伴わない大型の木枠などは、パレットへの積付けのために使用されるものではないため、これらに係る木くずは、「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材に係る木くず」には該当しない。

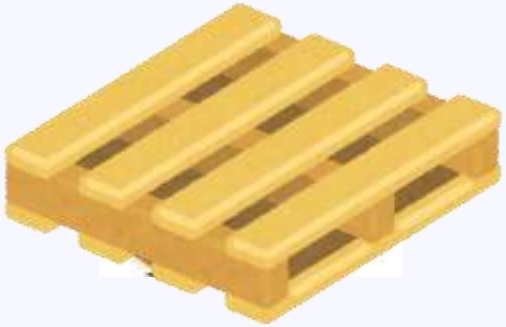

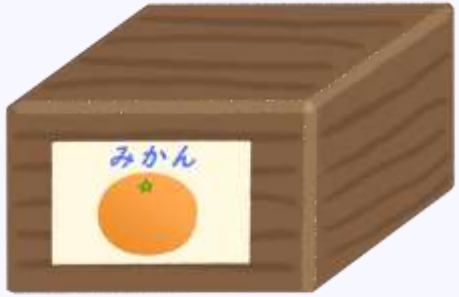

木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、について。
まず、建設系について確認。

法第21条の3による「建設系廃棄物」における排出事業者

建設系産廃については、（原則）元請業者が排出事業者

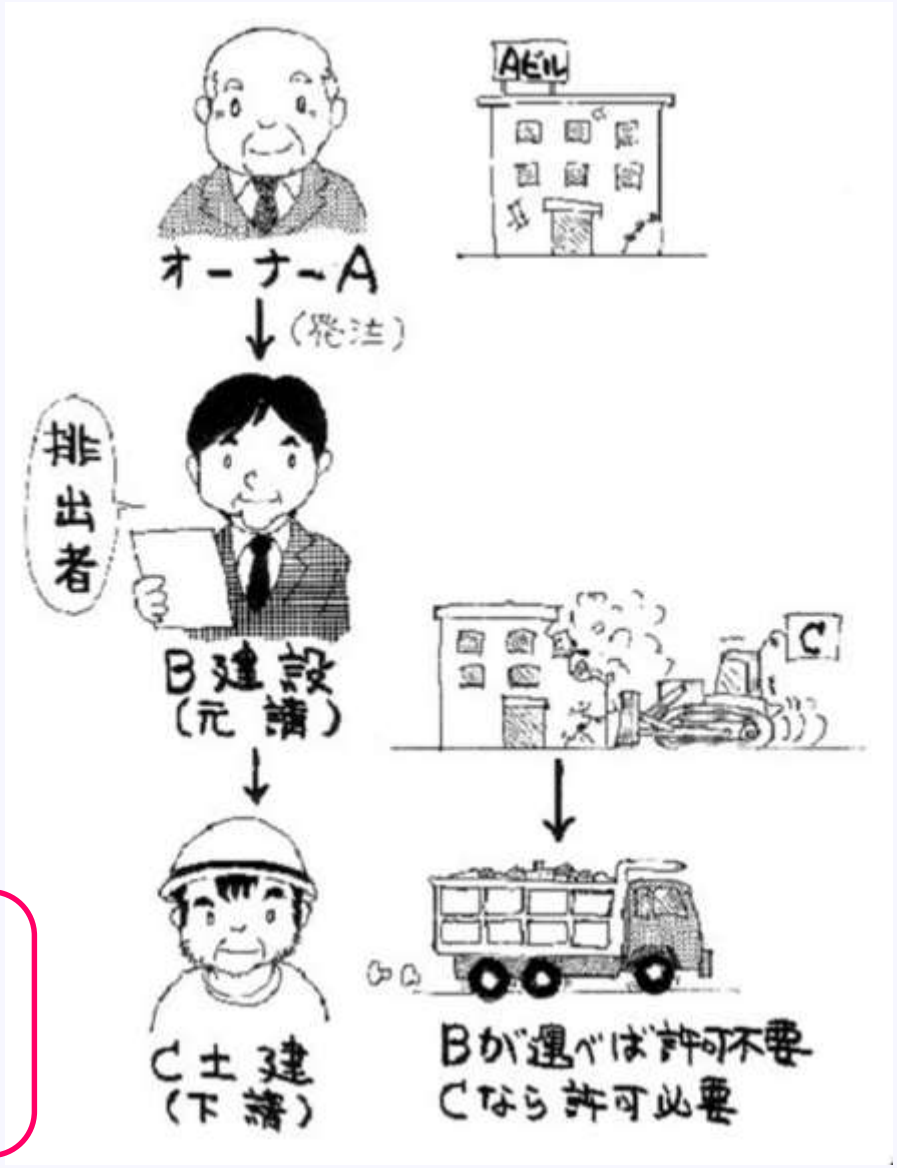

したがって、この排出形態においては、発注者や下請業者は排出者ではない。
経費を負担した人物や実際に作業に携わった人物ではないので、注意。

木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、について。

追加の経緯(木くず、建設系廃棄物関連)
・昭和５８年、解体木くずを産業廃棄物に追加。
・平成　５年、「輸入廃棄物は産業廃棄物」と規定。
・平成　９年、「PCBが染み込んだ」木くず、繊維くず。
・平成　９年、工作物の新築、改築時の木くず、紙くず、繊維くずも産業廃棄物に追加。
・平成１２年、工作物の新築、改築時の「がれき類」も産業廃棄物であると明示。
・平成１４年、政令７号に「コンクリートくず(建設工事を除く)」を追加。
・平成１９年、「パレット」「木製リース物品」であった木くずを業種を問わず産業廃棄物に追加。
廃棄物処理法スタート時の木くずの指定業種には、建設業は入っていなかった。
事業活動を伴って排出されていたとしても、市町村の処理施設で対応出来る廃棄物は一般廃棄物として対応するのが原則的な考え方。
「木くず」は燃える。昭和４０年代頃までは、まだ「薪(たきぎ)」を使用しているお風呂や竈(かまど)も結構あって、木造家屋を解体して出てくる「木材」は貴重な燃料だった。
ところが、昭和５０年代に入り、戦後間もなく建てられた木造家屋の建て替えラッシュがはじまり、いくら性状的には焼却炉で燃やせるものだとしても、膨大な量への対応が市町村の焼却炉では困難になってきた。それで、政令を改正し、「建築物の解体工事から排出される木くず」を一般廃棄物から産業廃棄物に改正した。
なお、その後五月雨式に、木くずだけではなく紙くずと繊維くずも、加えて「解体工事」だけではなく、新築、改築工事も産業廃棄物に追加してきている。

政令
三　繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）
前述の施行通知
９　令第二条第三号に掲げる産業廃棄物……「繊維くず」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による大分類Ｅに該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって工作物の新築、改築（増築を含む。）又は除去に伴って生じたもの、中分類一四に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くずが含まれるものであること。

BUNさん解説：
「繊維くず」の規定の仕方は、ここまで見てきた「紙くず」「木くず」と同様である。
括弧書きにある「衣服その他の繊維製品製造業」とは、いわゆる「アパレル産業」「縫製業」である。
現実問題として困るのは、化学繊維(これは廃プラスチック類)と天然繊維(綿、絹等)との混紡や天然畳の取り扱いである。

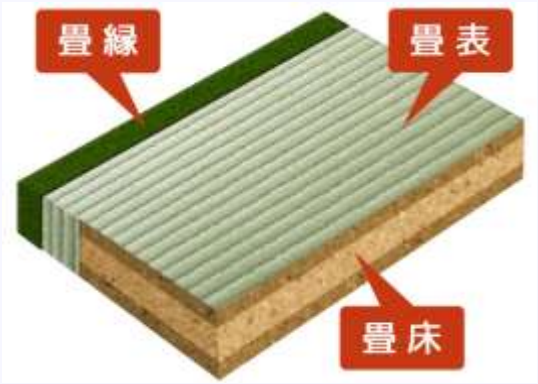

政令
四の二　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物
前述の施行通知
１１　令第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物……「動物系固形不要物」という。と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生じた骨等の固形状の残さ物のうち不要とされるものが含まれるものであること。
なお、家畜の解体等に伴い発生する血液等の液体の不要物は、産業廃棄物たる廃酸又は廃アルカリとして扱うこと。

BUNさん解説：
いわゆる「肉骨粉」の由来物である。

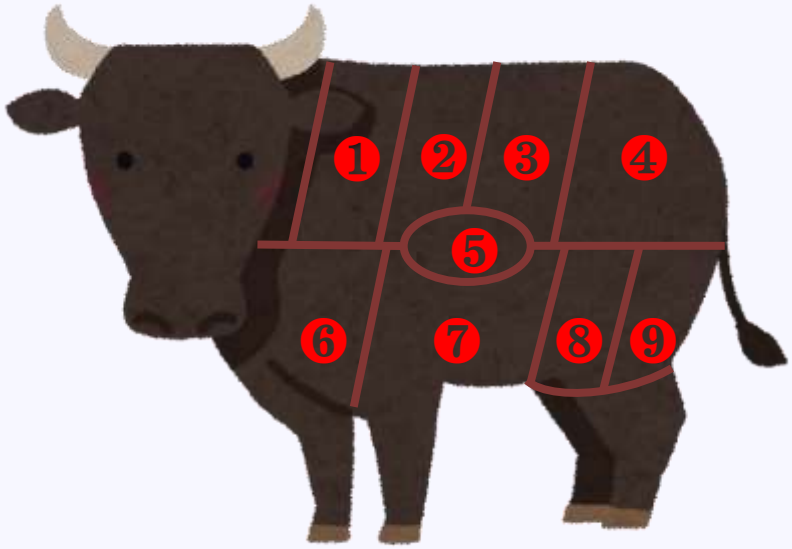

追加制定の経緯

産業廃棄物は廃棄物処理法施行の昭和46年に19種類でスタートし、現在まで約50年。その半世紀の間に唯一追加された「種類」が、この「動物系固形不要物」である。

平成13年の時に「狂牛病(BSE)騒動」が起きた。

それまで、食肉にならない牛の死体はミンチ状にし、さらにテンプラの揚げカスのような状態にして、牛の飼料にしていた。これを「肉骨粉」と言う。

ところが、これが「狂牛病(BSE)」の原因とわかり、飼料にすることが禁止された。

そのため、それまで「飼料」という形で有価物として流通していた肉骨粉は需要を失い、廃棄物となってしまった。

しかし、有価物としての需要はなくなったものの、大きな牛の死体を、他の動植物性残渣と同じ処理ルートに乗せることは難しい。

そのため、肉骨粉製造プラントは、そのまま廃棄物である動物の死体の処理施設として使われ続けることになった。

その後の研究等で、特に「狂牛病(BSE)」の原因となる部位は「眼球」や「小腸の一部」ということもわかり、現在はこういった部位(特定危険部位)は、食肉となる牛についても、と畜場で取り除かれるようになっている。

4号の動植物性残渣は排出業種を「食料品・医薬品・香料製造業」に限定している。と畜場、食鳥処理場はこれにはあたらない。しかしながら、平成13年以降は前述のような理由により、と畜場、食鳥処理場からも相応の量の「動物に由来する不要物」が排出され、かつ、その処理ルートも動植物性残渣とは違っていることから、号数を新たに起こし、20番目の産業廃棄物としたものである。

ちなみに、この動物系固形不要物は前述の通り、極めて特殊なものであり、処理ルートも限定されていることから、処理業許可制度には馴染まないとして、省令第9条第11号で「許可不要」と規定している。

動物の死体、固形不要物に関する処理業許可不要制度の一例、省令

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
十一　廃牛脊せき 柱（牛の脊せき柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊せき柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第九条　法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
十　食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊せき柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十一　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十二　動物の死体（事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限る。第十条の三第八号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者

BUNさんのウンチク(再掲)
なぜ、廃棄物を「種類」「区分」しなければならないのか？
それは廃棄物の種類により、(最適な)処理の手法が違うため。
もし、廃棄物の処理方法が「埋める」と「燃やす」しかなければ、廃棄物の種類も「埋めるごみ」と「燃やすごみ」の2分類でよいはず。
だから、「廃棄物の区分・種類」とその適確な処理の手法である「処理基準」は密接に結びついている(結びついていた)。そして、その処理を商売として適確に行える人物に対して業許可を与え、適確に処理できる施設に処理施設設置許可を与える、というのが本来の廃棄物処理法のルールであるはず。
この考え方からすれば、「動物系固形不要物」を独立した一つの種類としたことは納得出来る。
少なくとも、その後の「石綿含有廃棄物」や「水銀使用製品廃棄物」の扱いよりは、はるかに的を射た制度であろう。

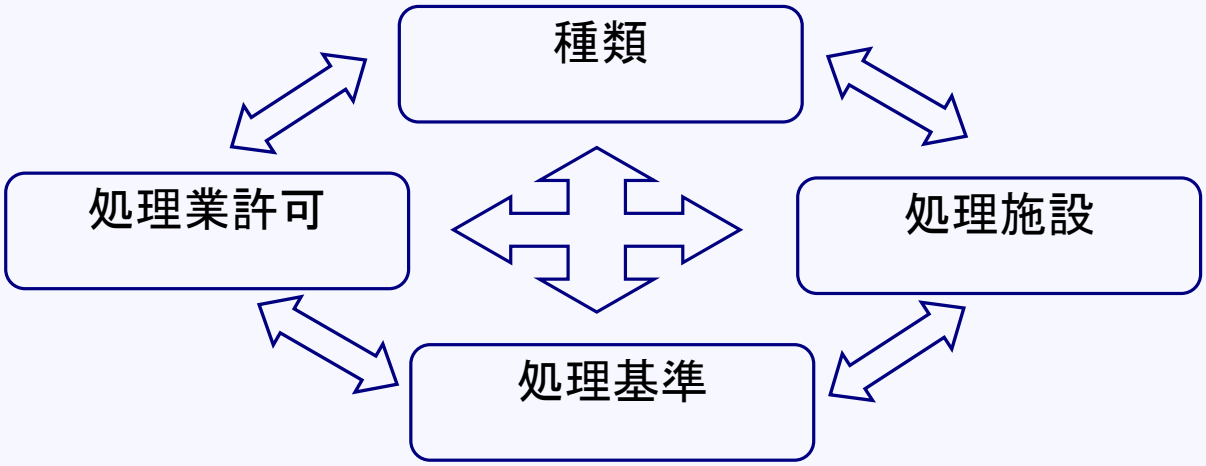

政令
六　金属くず
前述の施行通知
１３　令第二条第六号に掲げる産業廃棄物……鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等が含まれるものであること。

BUNさん解説：
解説するまでもないが、ただ、現実としては「金属くず」単品で排出された時は、近年は買い取りされる時が多く、そういった時には、原則「有価物」となり廃棄物処理法の対象外となる。
また、処理料金を徴収するケースでも「専ら再生４品目」となり処理業許可の対象外となるケースもある。
境界線の課題として、「水銀」は金属なのか汚泥なのか？という古典的疑義もある。

初出、昭和四六年一〇月一六日　環整第四三号
(なお、直近、令和2年3月発出「許可事務通知」にも全く同様の記述有り)
２　産業廃棄物の処理業者であつても、もつぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱つている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

(トリビア：一般廃棄物処理業については、通知としては言及していない。)

次は2つ同時に見ていくことにする。
政令
七　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず
前述の施行通知
１４　令第二条第七号に掲げる産業廃棄物……「ガラスくず」という。ガラスくず、耐火れんがくず、コンクリートくず、陶磁器くず等が含まれるものであること。ただし、コンクリートくずについては、令第二条第九号に掲げる産業廃棄物に含まれるものは除かれること

政令
九　工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
前述の施行通知
令第二条第九号に掲げる産業廃棄物……「がれき類」という。工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除くものであること。ただし、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く、粒子の微細なでい状のものにあっては、無機性の汚でいとして取り扱うものであること。

BUNさん解説：
7号は、いわゆる「ガラス陶磁器くず」。もっと省略して「ガラ陶」と呼称する人もいる。
9号は、いわゆる「がれき類」。

「がれき」の違い

廃棄物処理法の「がれき」
（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）
第六条
（5） 第二条第九号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。第七条第八号の二において「がれき類」という。）
（産業廃棄物）
第二条　法第二条第四項第一号 の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。
九　工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

日本語としての「がれき」
大辞泉の解説
かわらと小石。
破壊された建造物の破片など。

日本語としては、地震、津波、水害等により発生した建造物の残骸等を全て、「がれき」と称している。だから、コンクリート、アスファルトの他にも木くず、紙くず、繊維くず、プラスチックなども「がれき」と称している。
しかし、廃棄物処理法ではコンクリート、アスファルトしか「がれき類」とは呼称しない。

平成12年に政令9号のいわゆる「がれき類」の規定が改正された。
(旧)九　工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
(新)九　工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
この改正は、いわゆる「がれき類」も紙くずや繊維くずと同様に、「解体工事」だけでなく「新築」「改築」工事から発生する「物」も産業廃棄物であることを明示したものである。
日本語としては、新築時に発生したものを「がれき」とは言わないと思うが、この点については通知の改正は行われていない。
具体的にはコンクリートの強度確認のために引き抜き検査の対象となったコンクリート柱などはこれにあたるとされている。
ところが、この改正により、疑義が生じてしまった。
製造過程から排出される「コンクリート製品の不良品」はなににになるのか？
この改正までの条項を改めて確認してみましょう。

(旧)七　ガラスくず及び陶磁器くず
(旧)九　工作物の除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

この状態であれば、9号はコンクリートとは言っているが、「工作物の除去に伴つて生じた」と限定しているから、製造過程で発生した不良品はこれに該当しないことは明白。
一方、7号では「ガラスくず及び陶磁器くず」としか規定していない。「コンクリート製品の不良品」はこれに含まれるのか？
7号にも9号にも該当しないようだと、コンクリートブロックの不良品は、産業廃棄物として適当な品目がない、そうなると「産業廃棄物以外の廃棄物は一般廃棄物」という原則に従い、一般廃棄物ってことになってしまう。
それを明確にするために、7号に「コンクリートくず(建設工事を除く)」を追加した。

設置にあたり「許可」が必要

根拠、産業廃棄物処理施設(廃棄物処理法第１５条)
　　一般廃棄物処理施設(同第８条、第９条の３)

産業廃棄物処理施設は政令第７条で１９種類を規定
(１号から１４号、８－２，１０－２，１１－２，１２－２，１３－２が枝番)

１．大きさ、能力を問わず(裾きり無し) ⇒
(１)最終処分場
(２)PCB関連処理施設
(３)石綿溶融施設　等

２．大きさ、能力によっては(裾きり有り) ⇒
(１)脱水施設
(２)焼却施設
(３)破砕施設　等

大きさ、能力によっては(裾きり有り)

	施設の種類	代表的な能力の規定	その他の能力の規定	政令７条号数
１	汚泥の脱水施設	１０ｍ^3／日	――――――――――	１号
２	汚泥の乾燥施設	１０ｍ^3／日	天日乾燥は１００ｍ^3／日	２号
３	焼却施設			
	汚泥焼却施設	２００ｋｇ／時	５ｍ^3／日、火格子面積２ｍ^2	３号
	廃油焼却施設	２００ｋｇ／時	１ｍ^3／日、火格子面積２ｍ^2	５号
	廃プラ焼却施設	１００ｋｇ／日	火格子面積２ｍ^2	８号
	その他の焼却施設	２００ｋｇ／時	火格子面積２ｍ^2	１３の２号
４	中和施設	５０ｍ^3／日	――――――――――	６号
５	廃プラ、木くず、がれき類の破砕施設	５ｔ／日	――――――――――	７号 ８の２号
６	廃油の油水分離施設	１０ｍ^3／日	――――――――――	４号

設置にあたり「許可」は不要

(政令第7条規定の施設以外)

1．対象の産業廃棄物の種類が該当せず

(1)動植物性残渣の乾燥施設
(2)ガラスくずの破砕施設
等

2．「処理の種類」が該当せず

(1)選別施設
(2)梱包施設　等

3．「規模、能力」が該当せず

(1)９ｍ３／日の汚泥脱水施設
(2)４ｔ／日の木くず破砕施設
等

平成一四年一月一七日　環廃産第二八号
第一　産業廃棄物の明確化
コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物は、廃棄物法律施行令第2条第7号に規定する産業廃棄物である「ガラスくず及び陶磁器くず」と同種の業種で製造された同種の製品が廃棄物となったものであること等を考慮して、これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとする運用を行ってきたところであるが、名古屋高等裁判所金沢支部において本運用が否定される判決があり、当該廃棄物の取扱いが法的に不明確となったため、今回、当該廃棄物を「コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものを除く。以下同じ。）」として、廃棄物処理令第2条第7号に明示的に規定し、産業廃棄物としての取扱いを法的に明確化したものであること。

この通知では「これまで「ガラスくず及び陶磁器くず」に含まれるとする運用を行ってきたところであるが、・・・」と書いてはいるが、私の記憶では、この前後に某自治体が全国の自治体に実態照会をし、その結果は、9号として取り扱ってきていたところも相応にあった。ちなみに、一般廃棄物として扱っているところは、ほとんどなかった。
国としては製造工程から発生するものは9号ではなく、7号として解釈してきたが、自治体や民間では、意思統一が成されておらず、裁判にもなってしまった。
そこで、運用を統一するために、7号を次のように改正した。
(旧)七　ガラスくず及び陶磁器くず
(新)七　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

ところが、この改正により、さらなる疑義が生じてしまった。(それは13号処理物の解説で。)

政令
七　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず
前述の施行通知
１４　令第二条第七号に掲げる産業廃棄物……「ガラスくず」という。ガラスくず、耐火れんがくず、コンクリートくず、陶磁器くず等が含まれるものであること。ただし、コンクリートくずについては、令第二条第九号に掲げる産業廃棄物に含まれるものは除かれること

政令
九　工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
前述の施行通知
令第二条第九号に掲げる産業廃棄物……「がれき類」という。工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他各種の廃材の混合物を含むものであって、もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じた物を除くものであること。ただし、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く、粒子の微細なでい状のものにあっては、無機性の汚でいとして取り扱うものであること。

7号は、いわゆる「ガラス陶磁器くず」。
9号は、いわゆる「がれき類」。

政令
八　鉱さい
前述の施行通知
１５　令第二条第八号に掲げる産業廃棄物……高炉、平炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等が含まれるものであること。

BUNさん解説：
現在は「鋳物砂」が多い。
「石炭」と言われると、「石ころ」と変わりないのではないか？たとえば、建設資材として使用される「大谷石」「大理石」とどのように違うのか？等の疑問も出る。
建設系の廃棄物として、石材が排出されると、これは「がれき類」となり、特管物や有害物にはならない。（溶出、含有試験の対象にはならない。）
そこで、現実には有害物が含有、溶出する可能性のある「鉱物」は「鉱さい」として扱われることが多い。
「鋳物砂」は、鋳物の原料となる土石や釉薬等の染料に含有する有害金属、特にクロムや鉛が高濃度で含まれるときがある。

廃棄物の定義について
昭和五〇年四月九日　環整第三六号廃止：平成一二年一二月二八日
生衛発一九〇四号厚生省生活衛生局水道環境部長通知

（間2）次の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物の定義によれば、何れに該当するか。
いものの製造工雫使用した廃砂（通称いもの砂）
（答）
設問（2）の廃棄物は、同法施行令第一条第八号に掲げる鉱さいに該当する。

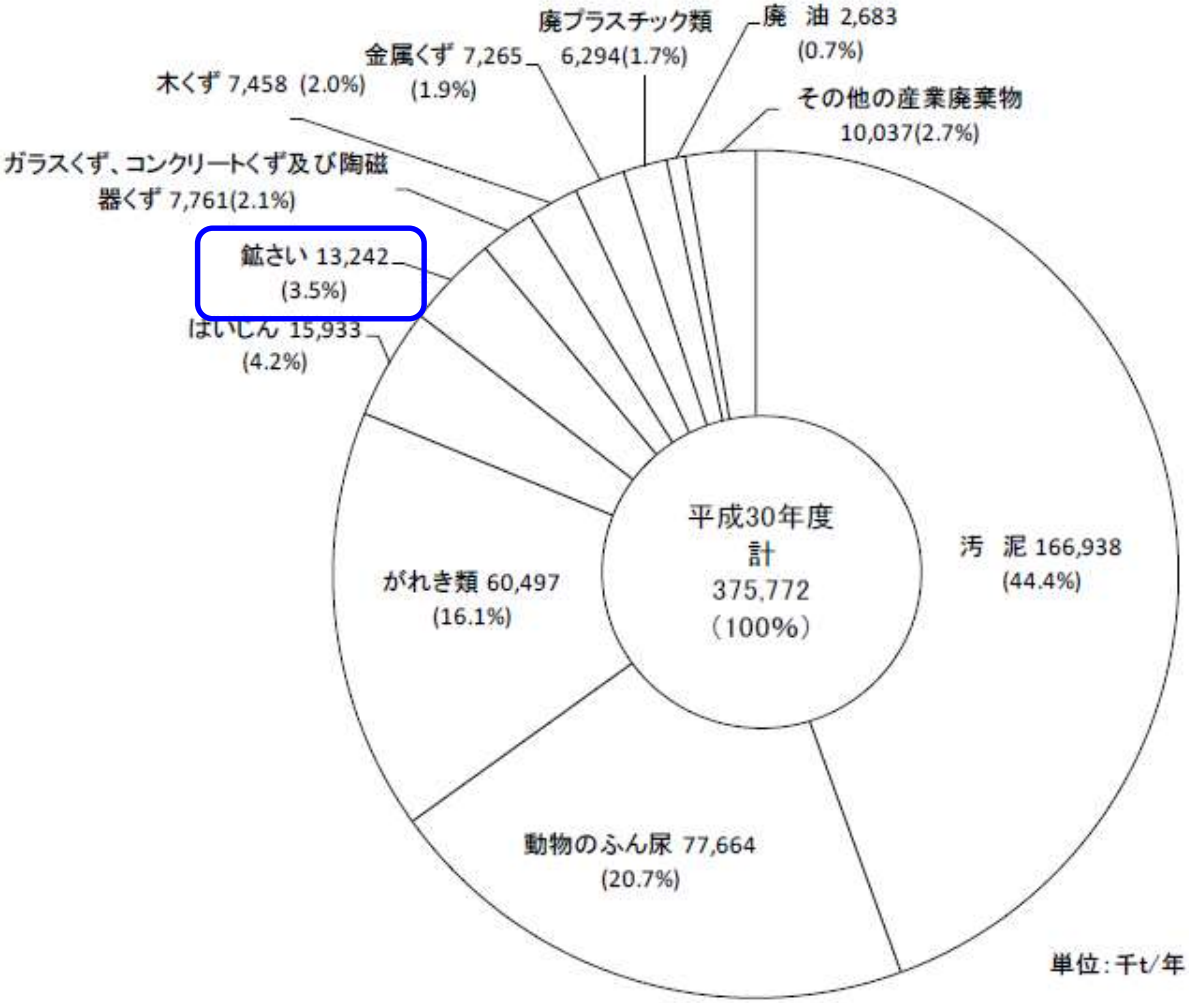

図－Ⅲ・２　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値（概要版）令和2 年3 月

また、かなりうがった運用ではあると思うが、「吹きつけアスベスト」も「鉱さい」として扱う。(「土日で入門」9版28頁)

石綿含有廃棄物等の適正処理について

平成一九年一一月五日　環廃対発第〇七一一〇五〇〇二号・環廃産発第〇七一一〇五〇〇五号

石綿含有廃棄物等処理マニュアル

7・2　中間処理方法

7・2・1　廃石綿等

・・・廃石綿等は、中間処理により特別管理産業廃棄物としての性格を失った場合には、通常の産業廃棄物（鉱さい）として収集運搬、再生、処分することができる。環境大臣が定めている方法は溶融処理及び無害化処理のみである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

平成一八年九月二七日　環廃対発第〇六〇九二七〇〇一号・環廃産発第〇六〇九二七〇〇二号

第二　改正の内容

（4）溶融処理生成物の取扱いについて

・・・石綿含有産業廃棄物等を無害化処理認定を受けた施設（溶融処理を行う施設に限る。）において処理した場合に生じた溶融処理生成物及び施行令第7条第11号の2に掲げる施設において生じた溶融処理生成物は、施行令第2条第8号に掲げる鉱さいに該当するものとして扱うこととする。このうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第3号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成18年7月環境省告示第105号）に定める産業廃棄物については、施行令第6条第1項第3号イ（6）に基づき指定する安定型産業廃棄物とする。

石綿含有廃棄物等処理マニュアル
1・2・1・2　石綿含有廃棄物の定義
3　なお、これらの石綿含有成形板が廃棄物となったものは、主に産業廃棄物の「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）（令第2条第9号）又は「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（令第2条第7号）に該当する。

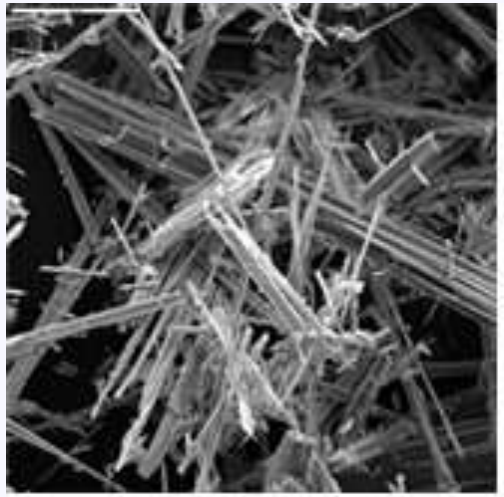

政令
十　動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）
前述の施行通知
17
令第二条第一〇号に掲げる産業廃棄物……「家畜ふん尿」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による小分類〇一二に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動物のふん尿（畜舎廃水を含む。）であって、牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちよう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿が含まれるものであること。
なお、家畜ふん尿を動物のふん尿処理施設において処理した後に生じるでい状物は、汚でいに該当するものであること。

BUNさん解説：ふん尿は疫学的に感染症（伝染病)の原因となる時が多かった。公衆衛生の認識が無い時代では、寄生虫による疾病も多かった。一方、ふん尿は「肥やし」としての価値もあり、特に農村では身近な存在であった。
このことから、汚物掃除法、清掃法は当然ながら廃棄物処理法においても、「ふん尿」特に人間の糞便である「し尿」については、特別扱いしていると言ってもいいだろう。
廃棄物処理法第５条、第８条、第１７条の規定、浄化槽法等々。
規定としては「畜産農業」さえ承知していれば難しいことは無いと思われる。
「処理した後に生じるでい状物は、汚でいに該当する」という表現からは、「処理後物はその時点での状態によって判断するしかない。」という視点があるように思われる。

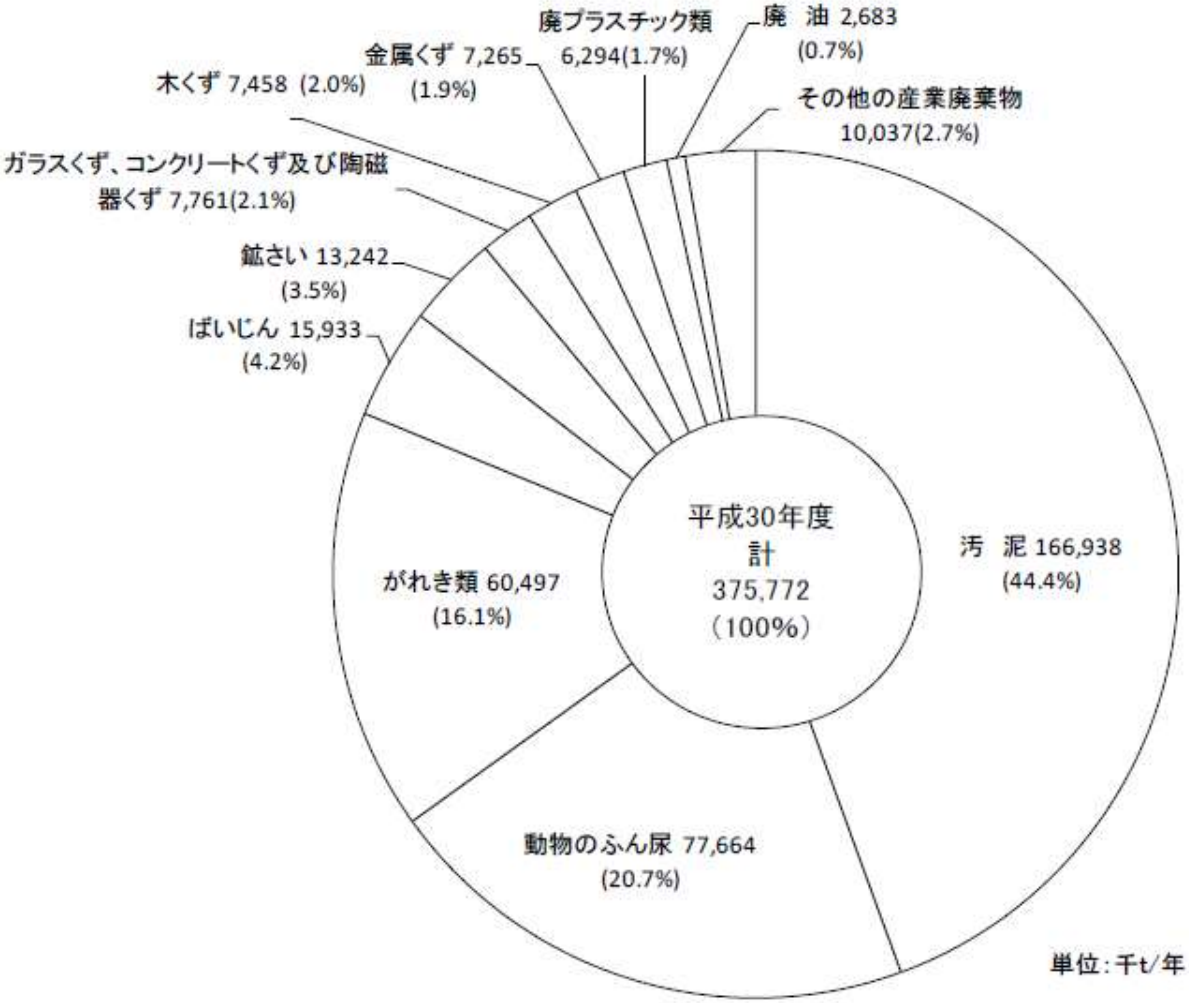

図－Ⅲ・２　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値（概要版）令和2 年3 月

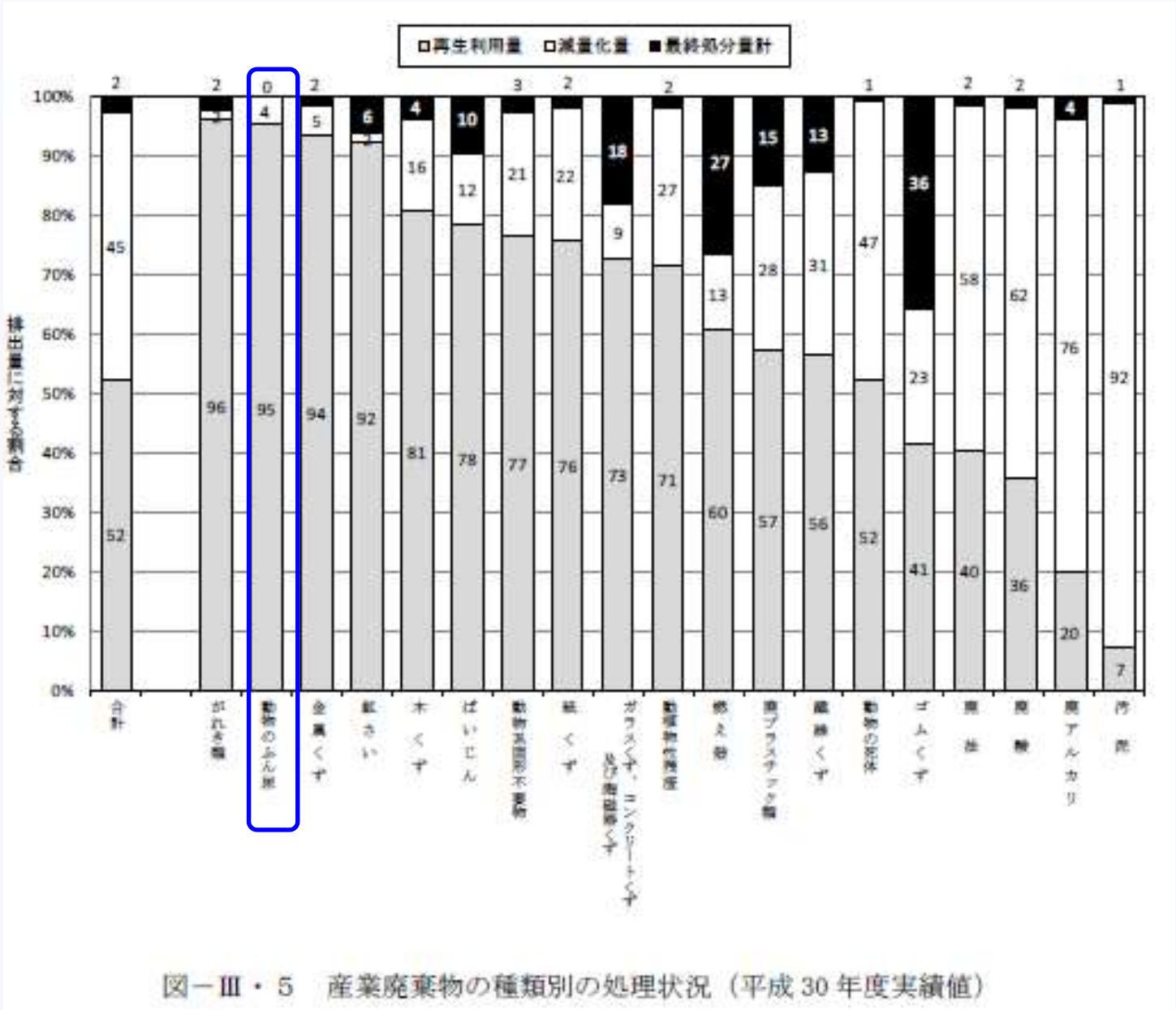

図－Ⅲ・５　産業廃棄物の種類別の処理状況（平成 30 年度実績値）

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値(概要版)令和2 年3 月

「雑品」規定は、平成3年の「目的」改正に匹敵する大改正!!!?

（有害使用済機器の保管等）（新設）
第十七条の二
使用を終了し、収集された機器（**廃棄物を除く。**）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

「廃棄物を除く。」
えぇぇー、廃棄物処理法って廃棄物でなくても規制できるの？

廃棄物の区分

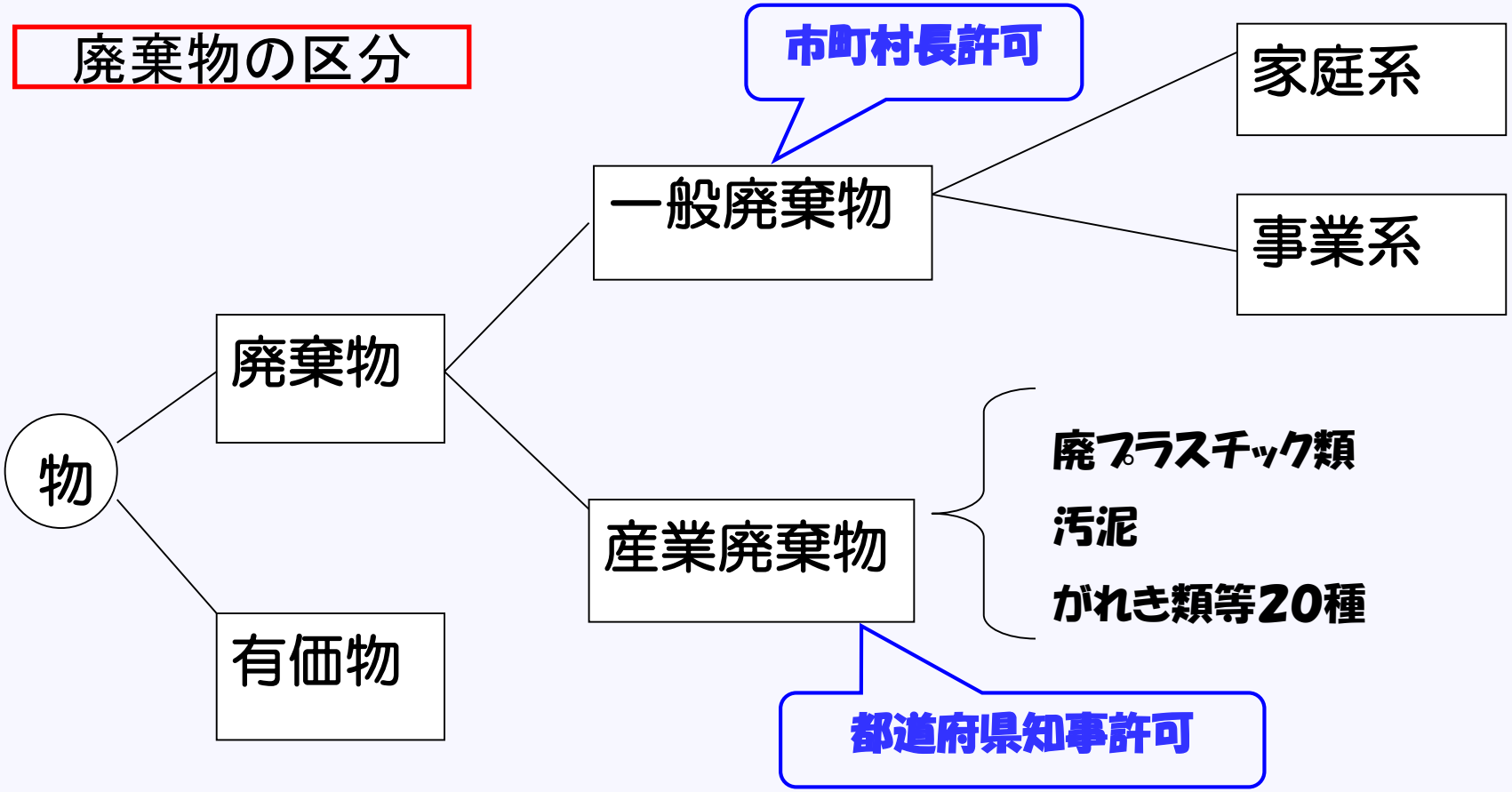

許可が産廃と一廃で別のため、「一廃の許可業者」であっても、産廃を扱えば「無許可」となる。

産廃は種類ごとの許可なので、「廃プラスチック類」の許可を持っていても、「汚泥」の許可を持たない会社が扱えば、「無許可」となる。

廃棄物処理法の「廃棄物」以外に関する規定

（清潔の保持等）
第五条
　土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。
２　（略）
３　建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。
４　何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
５　前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
６　市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。
７　便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係るし尿を生活環境の保全上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

（ふん尿の使用方法の制限）
第十七条　ふん尿は、環境省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

正式名称、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
（目的）
第一条
　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

「区分」のイメージ

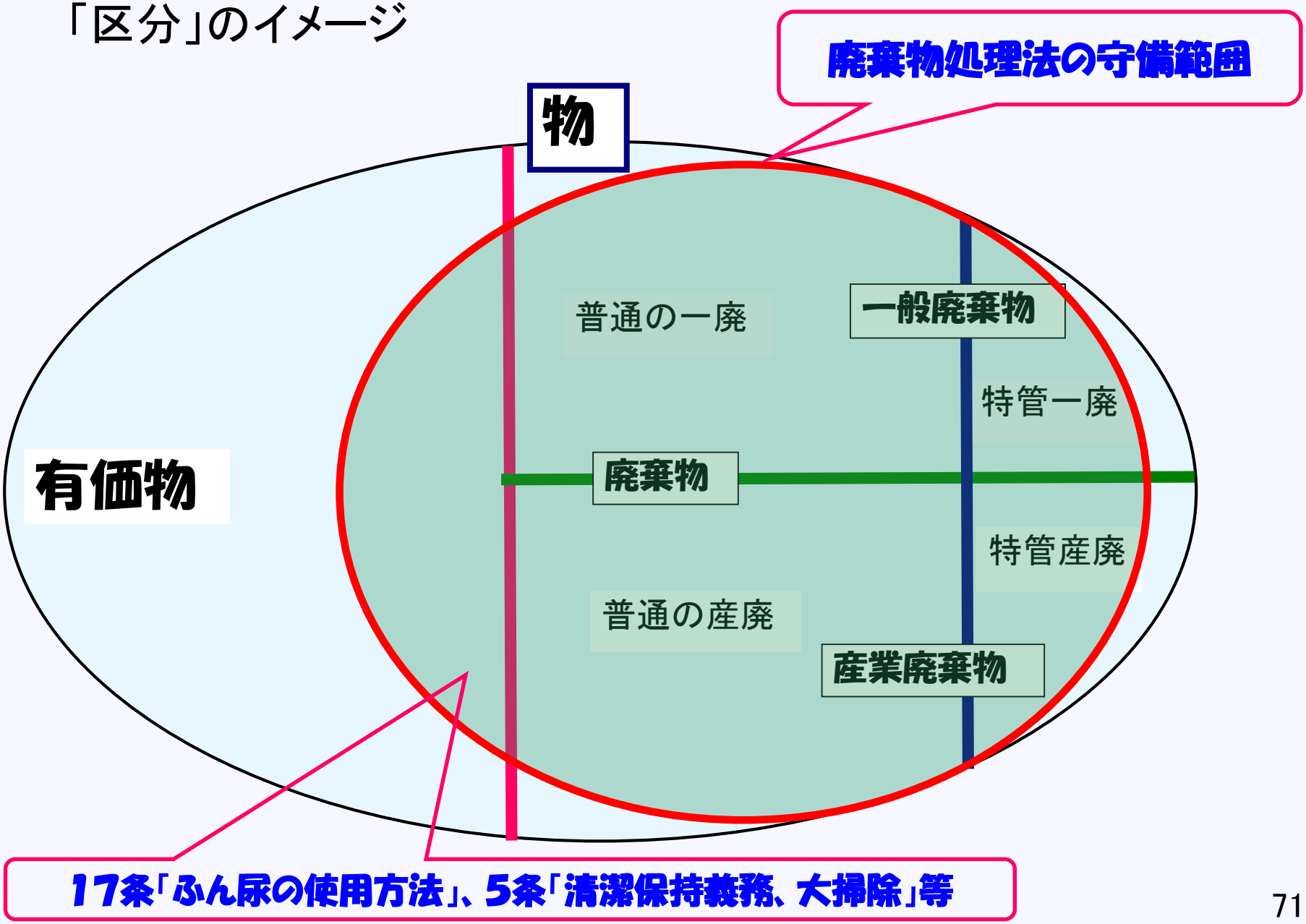
廃棄物処理法の守備範囲
物
有価物
普通の一廃
一般廃棄物
特管一廃
廃棄物
特管産廃
普通の産廃
産業廃棄物
17条「ふん尿の使用方法」、5条「清潔保持義務、大掃除」等

1．汚物掃除法の施行

明治維新は鎖国から門戸を開放し、西洋文明を取り入れましたが、コレラ・腸チフス等の病原菌も同時に流入し、全国的に伝染病が多発しました。仙台でも明治15年と明治28年に発生し、それぞれ４１０名、３６６名が死亡しました。

当時の政府は、富国強兵を国策としていたので、その政策の一環である伝染病予防対策として、環境衛生に関し内務省や警視庁から「市街掃除規則」「厠構造並びにし尿汲取規則」等が出されました。仙台市にも衛生委員会が設置され、防疫に努めましたが、余り効果が挙がらないので明治33年3月7日に清掃事業に関する我が国最初の基本法である「汚物掃除法」が制定され、同年4月1日から施行されました。その提案理由により

伝染病予防法

伝染病予防法（でんせんびょうよぼうほう）は、伝染病の予防及び伝染病患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、伝染病が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的として制定された法律である。1998年（平成10年）10月2日に感染症法が制定されたことにより、1999年（平成11年）4月1日に廃止された。その内容は現在、感染症法へ引き継がれている。

政令
十一　動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）
前述の施行通知
令第二条第一一号に掲げる産業廃棄物……「家畜の死体」という。産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による小分類〇一二に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動物の死体であって、動物の種類は、ふん尿の場合と同様であること。

BUNさん解説：このことは、他の種類にも言えることであるが、「有価物」であれば、廃棄物ではなく、したがって、産業廃棄物ではない。
よって、食肉として出荷され食肉処理場でと殺、解体される家畜動物の部位は「家畜の死体」にはあたらない。こういった動物の部位は「動植物性残さ」になる。
また、これも「動物系固形不要物」で述べたことであるが、以前は食肉にならず死亡した場合でも、多くの場合、皮革や飼料の原料として有価性があったことから、廃棄物処理法の対象となる「動物の死体」は極めて限定的であった。
現在、死亡獣畜は「化製場等に関する法律」で規制されている。

動物の「肉」「骨」「内臓」等は、廃棄物処理法の区分としては、有価物、一般廃棄物、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物の死体となる。

これらは他の廃棄物には規定されていない流通、処理ルートも多いことから、注意が必要である。
(食品リサイクル法、大臣再生利用認定、省令許可不要制度等)

動物の死体、固形不要物に関する処理業許可不要制度の一例、省令

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第二条　法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。
十一　廃牛脊せき 柱（牛の脊せき柱が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊せき柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第九条　法第十四条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。
十　食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものであつて、牛の脊せき柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十一　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者

十二　動物の死体（事業活動に伴つて生じたものであつて、畜産農業に係る牛の死体に限る。第十条の三第八号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者

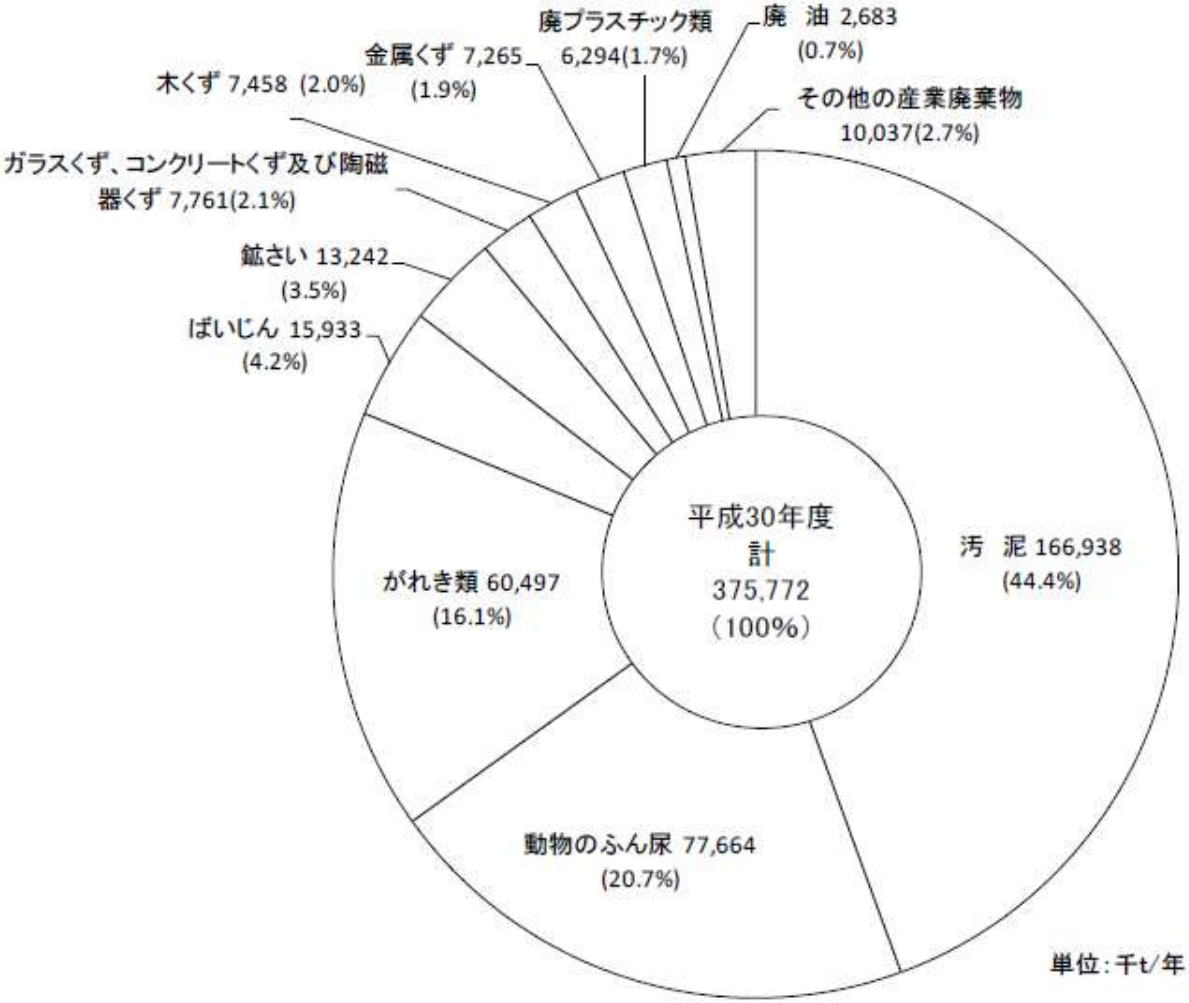

図－Ⅲ・２　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値(概要版)令和2 年3 月

123	0.0

123／383544＝

0．00032

表－Ⅲ・３　産業廃棄物の種類別排出量（平成 30 年度実績値）

種類	平成29年度(参考)		平成30年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃えがら	1,876	0.5	1,866	0.5
汚泥	170,695	44.5	166,938	44.4
廃油	2,869	0.7	2,683	0.7
廃酸	2,609	0.7	2,456	0.7
廃アルカリ	2,392	0.6	2,124	0.6
廃プラスチック類	6,456	1.7	6,294	1.7
紙くず	935	0.2	932	0.2
木くず	7,413	1.9	7,458	2.0
繊維くず	88	0.0	89	0.0
動植物性残さ	2,429	0.6	2,372	0.6
動物系固形不要物	59	0.0	60	0.0
ゴムくず	16	0.0	16	0.0
金属くず	8,008	2.1	7,265	1.9
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8,109	2.1	7,761	2.1
鉱さい	15,011	3.9	13,242	3.5
がれき類	59,773	15.6	60,497	16.1
動物のふん尿	77,894	20.3	77,664	20.7
動物の死体	124	0.0	123	0.0
ばいじん	16,788	4.4	15,933	4.2
合計	383,544	100.0	375,772	100.0

※ 各種類の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

令和元年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成30 年度速報値(概要版)令和2 年3 月

宿主対策？

2018.9.11

岐阜で豚コレラ発生

国内26年ぶり 546頭を殺処分

岐阜市内の養豚場で家畜伝染病の豚コレラが発生したと、岐阜県が9日発表した。県は10日早朝までにこの養豚場の豚546頭を殺処分し、豚コレラで死んだとみられる豚を含め計610頭を養豚場敷地内に設けた埋却用の穴へ投入する作業を終えた。11日中に防疫措置を完了させる。国内で豚コレラ感染が確認されたのは、1992年に熊本県で発生して以来。

岐阜県によると、この養豚場では今月3日に豚1頭が急死。県中央家畜保健衛生所の検査で7日、豚コレラ感染の疑いがあることが分かった。さらに別の豚を県と国が鑑定し、農林水産省が9日に感染を確認した。感染ルートは特定されていない。

養豚場の経営者は県の立ち入り検査に対し、3～7日に約80頭が死んだと説明したが、一部は敷地内の堆肥場に運ばれて肥料化されており、正確な頭数の把握は難しい。県は堆肥を含め、全て埋却処分する。

養豚場では8日午前0時から豚の移動を自粛。県は周辺の道路を封鎖し、半径10キロ以内にある岐阜市の2養豚場と、同県各務原市の1養豚場についても移動を制限した。県は9日、県内全ての豚とイノシシ飼育農家51戸から聞き取りし、異常がないことを確認した。

豚コレラは強い感染力と高い致死率が特徴。人には感染せず、感染した肉を食べても問題はない。

県は死んだ豚を養豚場内で肥料化して処理したことで、感染が広がった可能性がないかについても調べている。

冬のボーナス一括払い 受付中
ビックカメラ

政令
十三　燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの
前述の施行通知
言及、解説無し。私の調べた限り、公式の文書で解説した例がない。
JWテキストの記載では
「13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物。」としている。

BUNさん解説：
「コンクリート固型化物。」なら、それは「コンクリートくず」となって政令7号の「ガラス陶磁器くず、コンクリートくず」に該当するのでは？？

13号処理物はとてもわかりにくいものである。
初級者には荷が重いかも知れないが、ここまでの復習も兼ねて、別添ワードのテキストで勉強しよう。

さらに時間があれば、「廃棄物の種類」について言及している、古典的な通知を見てみよう。

1	2	3	4	5	6	7

a	b	c	d	e	f	g

過不足、重複、抜け落ちなく存在、並んでいる。

「1と3の間は？」と聞かれれば「2」であることは明確。
しかし、「2とeと赤を順番に並べてください」と言われてもできない。

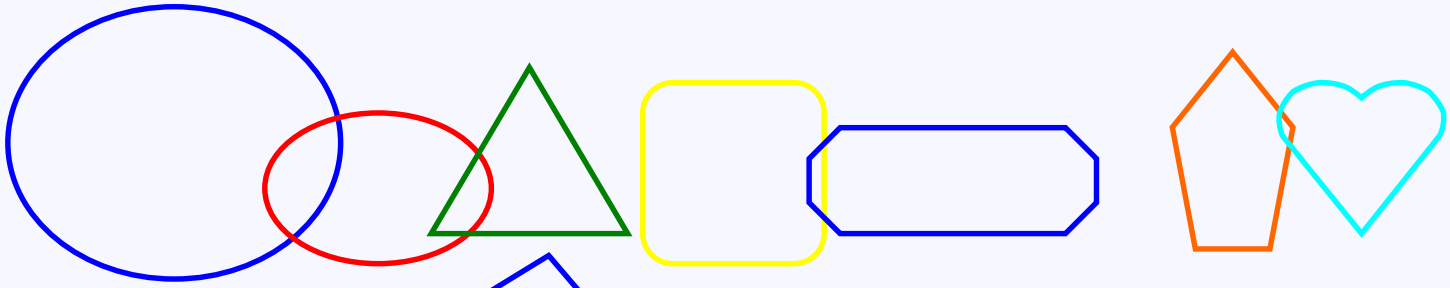

時には重複、時には抜け落ちている場合もある。
ただ、9割はコアな部分と言っていい。そこは厳格に。
しかし、グレーゾーンが存在することが、そもそもの宿命であると言うことも理解して具体的事例の解釈、運用をしていく必要があるのでは。

産廃２０種を深掘りしてみる

ＢＵＮ環境課題研修事務所

法律第二条（定義）
４　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

政令
（航行廃棄物）
第二条の二　法第二条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。

（携帯廃棄物）
第二条の三　法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。

法律　第七節　産業廃棄物の輸入及び輸出
（輸入の許可）
第十五条の四の五　廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
２　前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。
３　環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一　その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

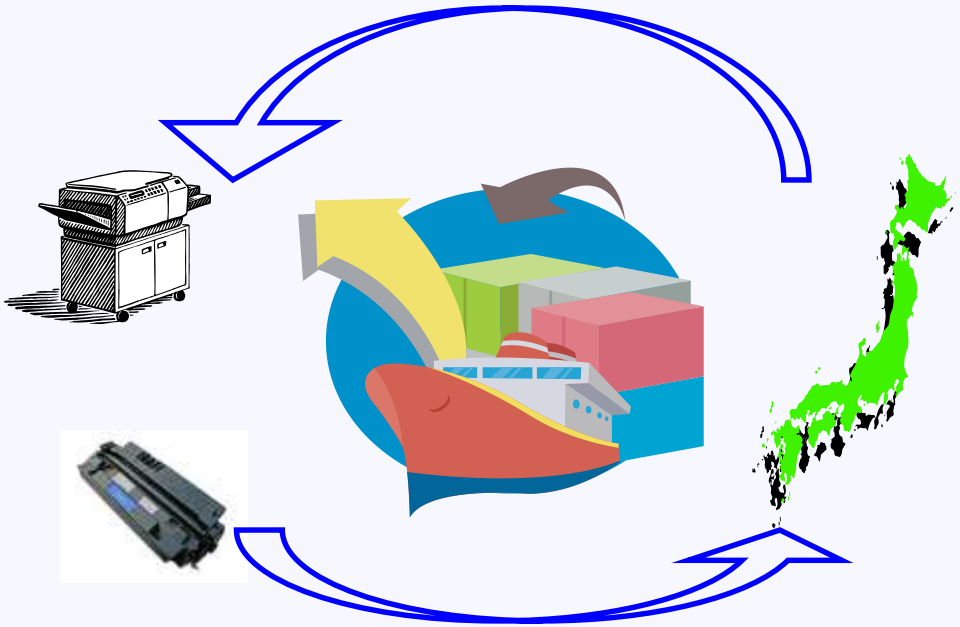

輸入廃棄物のイメージ図
たとえば、コピー機を輸出。輸入した国から消耗品のトナーが廃棄物となって排出。それを日本に輸入してリサイクルを行う。

政令
（航行廃棄物）
第二条の二　法第二条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。

（携帯廃棄物）
第二条の三　法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。